

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和6年11月1日

(令和5年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会・農林水産部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年11月1日(金曜日)

午前9時58分開議
午前11時8分休憩
午前11時15分開議
午前11時36分休憩
午後1時0分開議
午後2時38分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第44号 令和5年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 内野 幸喜
副委員長 橋口 海平
委員 松田 三郎
委員 池田 和貴
委員 楠本 千秋
委員 岩本 浩治
委員 岩田 智子
委員 末松 直洋
委員 竹崎 和虎
委員 西村 尚武
委員 本田 雄三
委員 亀田 英雄

欠席委員(なし)

委員外議員なし

説明のため出席した者

警察本部

本部長 宮内 彰久

警務部長 宇野 晃
生活安全部長 江藤 真吾
刑事部長 松永 透
交通部長 内田 義朗
警備部長 八木 世志一
首席監察官 松見 恵一郎
参事官兼総務課長 中林 俊郎
参事官兼警務課長 渋谷 明紀
参事官兼情報管理課長 中山 博之
参事官
兼生活安全企画課長 高波 進治
参事官兼地域課長 福岡 淳一
参事官兼刑事企画課長 大島 誠吾
参事官
兼組織犯罪対策課長 木嶋 直高
参事官兼交通企画課長 坂元 慎二
参事官(運転免許) 堀田 博士
参事官兼警備第一課長 東 勘太郎
参事官(警備・災害対策) 小川 英二
理事官兼会計課長 平山 浩之
サイバー犯罪対策課長 松本 建治
理事官
兼交通指導課長 大城戸 一也
交通規制課長 井上 賢二

出納局

会計管理者兼出納局長 川元 敦司
会計課長 川上 竜也
管理調達課長 津川 尚美

人事委員会事務局

局長 城内 智昭
公務員課長 森 亮子

監査委員事務局

事務局長 小原 正巳
監査監 天野 誠史
監査監 坂本 誠也
監査監 石井 利幸

労働委員会事務局

局長 木村 和子
 審査調整課長 守屋 芳裕
 農林水産部
 部長 千田 真寿
 政策審議監 磯谷 重和
 食のみやこ推進局長 辻井 翔太
 生産経営局長 徳永 浩美
 農村振興局長 永田 稔
 森林局長 中尾 倫仁
 水産局長 渡辺 裕倫
 農林水産政策課長 藤由 誠
 団体支援課長 岩野 洋士
 流通アグリビジネス課長 林田 慎一
 政策調整監 杉谷 将洋
 農業技術課長 上村 法光
 農産園芸課長 山本 剛士
 畜産課長 安武 秀貴
 担い手支援課長 紙屋 勝良
 農村計画課長 野入 正憲
 農地整備課長 宮川 和幸
 むらづくり課長 大森 直樹
 技術管理課長 岩田 長起
 森林整備課長 宮脇 慈
 林業振興課長 野間 圭
 森林保全課長 大和一浩
 水産振興課長 那須 博史
 漁港漁場整備課長 谷水 秀行

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨原 俊郎
 議事課主幹 須田 恵美子
 議事課主幹 宗像 克彦

午前9時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には警察本部、出納局及び各種委員会の審査を行い、午後から農林水産部の審査を行うこととしております。

これより、警察本部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままでも簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から御挨拶をお願いします。

宮内警察本部長。

○宮内警察本部長 警察本部長の宮内でございます。

内野委員長をはじめとしまして、委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたりまして深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

県警察は、今後とも、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、県民の皆様の安全と安心の確保のために全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、この後決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきましては会計課長から説明させますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。

○宇野警務部長 警務部長の宇野でございます。

令和5年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました警察関係の施策推進上改善または検討を要する事項等の措置状況について、3点御報告いたします。

まず1点目は、放置違反金の未収金について、前年度末と比較して未収金額が増加していることを受けて、「適正な債権管理と徴収対策に努めること。」との御指摘をいただい

たものです。

本件に関する措置状況ですが、県警察では、長期滞納者を重点対象として、計画的な電話催促や夜間、休日の訪問徴収を実施しているところであります。

引き続き、これまでの取組に加え、預貯金差押え等の法的措置を取るなど、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

2点目は、公務員志望者が減少傾向にあることを受けて、「今後」「適切に職員を確保していくために」「時間外勤務状況の的確な把握や勤務評価を適正に行うとともに、業務量に応じた人員の配置や働きやすい環境の整備など魅力ある職場づくりを推進すること。」等の御指摘をいただいたものです。

本件に関する措置状況ですが、熊本県警察職員情報総合管理システムの活用により、適正な勤務管理、人事管理を行うとともに、社会情勢や治安情勢の変化を的確に捉えた人員配置に取り組んでいるところであります。

3点目は、警察職員が酒気帯び運転により検挙されたことを受けて、「職員は一人一人」が、「その立場を自覚するとともに、組織としても」「再発防止を徹底すること。」との御指摘をいただいたものです。

飲酒運転の根絶に向けて官民一体となって取り組んでいる中、犯罪を取り締まるべき立場にある警察官が飲酒運転をしたことは言語道断であり、引き続き、非違事案防止に向けた指導教養の徹底を図るなど、規律の振粛に向けた再発防止対策に取り組んでまいります。

それでは、令和5年度決算概要の説明に入らせていただきます。

お手元の令和6年度決算特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入から御説明いたします。

予算現額は33億2,051万4,000円で、調定額は32億8,983万8,000円でした。

収入調定した額のうち、収入済額は32億

8,699万5,000円で、不納欠損額が11万2,000円、収入未済額は273万1,000円でした。

不納欠損額は、放置違反金と公用車の損害賠償金であり、収入未済額は、放置違反金、延滞金及び公用車の損害賠償金に係る未収金です。

次に、歳出についてですが、予算現額は416億801万3,000円で、支出済額は402億2,174万8,000円でした。執行率は96.7%になります。

翌年度繰越額は2億8,722万4,000円で、その内容は、警察施設整備に係る事業費等となっています。

不用額は10億9,904万1,000円で、その内容は、主に職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の令和5年度決算の概要となります。

詳細については会計課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○内野幸喜委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課の平山でございます。

まず初めに、本年度の熊本県監査委員による定期監査の指摘事項について、事案の概要とその後の措置状況をお手元の資料に基づき御説明いたします。

資料の監査結果指摘事項を御覧ください。

御指摘を受けましたのは4件の交通法規違反で、いずれも私行上の非違事案でございます。

事案の概要ですが、まず1件目は、職員が、熊本県内において無車検、無保険状態の自家用車を運転し、道路運送車両法違反の無車検、無保険で検挙されたものです。

2件目は、職員が、熊本県内において速度

違反をし、道路交通法違反の速度超過で検挙されたものです。

そのほか2件は、職員が、熊本県内において酒気を帯びて車両を運転し、道路交通法違反の酒気帯びで検挙されたものです。

これらの再発防止に向けた措置状況についてですが、これまで行ってきた各種会議、研修等の機会を通じた指導教養、飲酒に起因する各種事故防止の取組に加え、監察担当職員による若手職員へのヒアリングの機会を捉えた直接的かつ個別的な指導の強化、各所属が実施する個々面接の機会を活用した交通法規違反等の防止に特化した具体的な指示、指導、警察署等の幹部職員に対する監察担当幹部による緊急的な巡回指導などを実施し、再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上が定期監査による指摘事項の説明となります。

続いて、令和5年度決算につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料の令和6年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

まず、表紙から2枚めくっていただき、2ページから始まる歳入に関する調べについて御説明いたします。

警察関係の歳入予算は、さきに警務部長から御説明がありましたとおり、総額で33億2,051万4,000円を計上しております。

その大半が運転免許関係手数料等の使用料、手数料及び警察施設補助金等の国庫支出金でありまして、使用料及び手数料の予算現額は、15億2,773万7,000円でございます。

次に、資料の9ページにあります国庫支出金の予算現額は、14億1,501万9,000円でございます。

以上、2つの歳入予算が全体の88%を占めているところです。

なお、各表の中ほどの欄にあります不納欠損額、収入未済額につきましては、後ほど附

属資料で御説明いたします。

次に、その右側の欄にあります予算現額と収入済額との比較についてですが、予算に対して収入済額が大きく減少しているものについて御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。

さきに説明した使用料、手数料についてですが、予算現額15億2,773万7,000円に対して収入済額が14億8,296万3,000円となっていて、その差がマイナス4,477万3,000円となっております。

これは、資料3ページ以降に記載している自動車運転免許試験手数料等の手数料収入において、免許受験者数等の減少に伴い、収入見込みを下回ったことによるものでございます。

資料10ページを御覧ください。

中段にあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、予算現額8,743万2,000円に対して収入済額がゼロ円となっておりますが、充当事業を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

以上が歳入に関する説明となります。

続きまして、資料の16ページをお願いいたします。

歳出に関する調べについて御説明します。

警察費、予算現額416億500万9,000円に対して支出済額が402億1,874万5,000円となっております。この差額のうち、翌年度繰越額については、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、不用額10億9,904万円のうち、金額が大きいものについて御説明いたします。

まず、警察本部費の不用額5億572万2,000円についてですが、備考欄に記載しているとおり、主なものは、職員給与費の執行残が2億5,157万7,000円、退職手当の執行残が5,342万5,000円、庁舎等光熱水費等の執行残が2億72万円でございます。

次に、装備費の不用額3,874万円について

ですが、その主なものとしては、車両修繕費等の執行残で3,177万8,000円でございます。

次に、資料17ページの警察施設費の不用額3億3,946万4,000円の主なものとしては、県庁舎空調機更新工事等の執行残が1億8,944万2,000円、上天草警察署整備費の執行残が1億329万8,000円でございます。

次に、運転免許費の不用額1億140万8,000円の主なものにつきましては、運転免許更新時講習等に使用するプロジェクター購入費等の執行残7,706万4,000円、運転免許講習委託等の執行残で1,860万5,000円の不用額が発生しております。

次に、資料18ページの警察活動費の不用額1億1,025万1,000円の主なものにつきましては、上段にある警察活動用旅費、消耗品購入費等の執行残が3,225万5,000円、中段にある犯罪捜査に係る通信費等の執行残が1,644万8,000円、自動車保管場所調査費等の執行残が3,522万2,000円でございます。

以上が歳出に関する説明となります。

それでは、最後になりますが、資料の令和6年度決算特別委員会附属資料を御覧ください。

1ページ目の令和5年度繰越事業調べについて御説明いたします。

全部で4つの事業について、令和6年度に繰り越しております。諸般の事情により、年度内に完了できなかったものです。

1段目の警察施設維持管理費は、警察本部庁舎を含む県庁舎空調機更新工事に要する経費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資材の調達に遅れが生じたものです。

2段目の交番・駐在所機能強化推進事業は、駐在所新築工事等に係るもので、資材の物価高騰や工事技術者不足に伴う入札の不調、不落により、年度内完了が困難となったものでございます。

3段目の警察活動基本経費は、交通取締り

用車の購入に係るもので、各部品の供給不足に伴い、車両の納品に遅れが生じたものです。

4段目の電話で「お金」詐欺防止総合対策事業は、国の経済対策に伴い、2月補正予算に計上したもので、計画の策定等に時間を要し、年度内に完了できなかったものです。

現在の進捗状況は、表の右側に記載のとおりでございます。

次に、資料2ページ目の令和5年度収入未済に関する調べについて御説明します。

収入未済の内容についてでございますが、1の歳入決算の状況にありますとおり、上から順に、放置違反金の延滞金が3万2,000円、2段目の放置違反金が114万9,000円、3段目の交通事故による公用車損壊に係る損害賠償金が154万9,000円でございます。

次に、2は、収入未済額の過去3か年の推移でございます。

3ページを御覧ください。

3は、収入未済額の状況として、未収金の種類ごとに件数及び金額の内訳を記載したものです。

次に、4の令和5年度の未収金対策についてですが、記載のとおり、各種取組を推進しているところであり、今後も引き続き未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、資料の4ページの令和5年度不納欠損に関する調べについて御説明いたします。

不納欠損の内容についてですが、上から順に、放置違反金が2件、3万3,000円、2段目の雑入が1件、7万9,000円でございます。

放置違反金については、地方自治法第236条第1項に規定する金銭債権の消滅時効により債権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

雑入については、公用車の損害賠償金であり、民法第724条に規定する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効及び時効の援用に

より不納欠損処分を行ったものでございます。

最後に、資料5ページを御覧ください。

令和5年度県有財産処分一覧表について御説明します。

県有財産処分の内容についてですが、令和2年7月豪雨において建物が水没した八代警察署坂本駐在所の敷地を八代市へ売却したものが264万7,000円でございます。

以上をもちまして警察本部における令和5年度決算の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○亀田英雄委員 警務部長決算概要説明書の1点目、放置違反金の未収金について伺いたいですけれども、去年の指摘のあったという話で、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいりますと結ばれているんですが、その内容というのは、この附属資料の2ページに反映されとつとですよ。

で、私の資料の見方が悪かつかと思うんですけど、実績——まあ、徴収に努めると言われとつとですよ、実績はそうならないんじゃないかなという気がいたしますが、よう違反金ば納めぬで済ますんて私は思うてるんですけど、その内容をちょっともう少し詳しくお知らせいただけませんか。

○平山会計課長 会計課でございます。

具体的な未収金の中身でございますけれども、放置違反金とその他延滞金で118万1,900円、交通事故に係る損害賠償金が154万9,130円という金額になっておりまして、先ほども

御説明しましたけれども、各種未収金対策として、滞納者への面接や電話による催告、早朝や夜間での訪問徴収など続けているところですが、全ての回収には至ってないという状況にございまして、引き続き回収に努めたいと考えているところでございます。

○亀田英雄委員 いえ、責めとつとじゃなかつたんですけど、ようこの違反金ば納めずに済ませているなと思ってですね。その徴収できない理由はどこにあつとかなという、まあ今説明したとおりに言われればそれまでなんですけど、警察が力を入れて取り組んでることに対して、この資料の見方は、現年度分は増えとるですよ。その理由っていうのが、どのように分析されてるかなと思うんですけど。

○内田交通部長 今ありました件ですけれども、警察のその未納の回収の活動をまず説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、今回の場合、例えば3万3,000円、2件が不納欠損として計上されておりますけれども、実はこれは2件ありまして、1件目、ちょっと概要を説明しますと、いわゆる放置駐車した者が反則金を払わないものから、運転者が判明しないなどの場合に、運転者の責任追及ができない場合は、車の使用者に対して責任を追及するようになっております。いわゆる、ドライバーが分からないときは、車両の所有者のほうにまず行うようになっておりまして、そのようなものに対しまして、先ほど会計課長のほうからも説明ありましたけれども、朝夕足を運んだり、また、郵便物を出したり、または預貯金が分かればそこを差押えるというような活動を行っております。

そして、時効まで5年ございますので、その5年間はその活動を続けておるわけですけれども、今回、2件については、その5年以内に回収することができずに3万3,000円と

いう額を計上しておるわけですが、これにつきましては、1件目につきましては、最初は連絡が取れておったんですが、だんだんだんだん、お金ができれば納めます、まだたまっていませんとかというような言い訳をしているわけですね。それが次第に連絡が取れなくなりまして、その所在が分からなくなったということで、身上照会書とかいろんな預貯金の照会も行っただけですけども、その調査の結果、居場所等を特定することができずに回収できなかったと。

もう1件は、熊本地震の関係で、熊本に建設関係の仕事で他県から参っていた者が、その後また現場を関東のほうに移ってしましまして、その後現在東北のほうに行ってしまったということから、携帯電話等でこれも最初は連絡が取れておりました、粘り強く督促を行っておったんですけども、納付書を送ってもらえば支払うなど述べておったものの、やはりいろいろな言い訳等を述べまして、預貯金照会の結果、預貯金もないということで差押えもできずに、残念ながら回収することができなかったということで、活動に関しましては、この5年間で時効の間やっているんですけども、いわゆる、今話しましたように、5年間のうちに違反者の数に増減があるものですから、解決したらまたこちらで新たな違反者がおれば増えてしまうというようなことで、なかなか減少ばかりにはならないという現状がございまして、その点御理解していただければと思います。

○亀田英雄委員 去年の監査結果で指摘があったらという話で、それが改善されているのかなということで伺ってみましたので、引き続き取り組んでいただければというふうに思います。

○池田和貴委員 関連して。

○内野幸喜委員長 はい。池田委員。

○池田和貴委員 すみません。関連して、今の件でちょっとお尋ねしたいと思います。

収入未済については、今いろいろ御説明があつて、いろんな事情があつて取れないということが分かりました。

で、この資料を見てみますと、2ページの資料で見ると、過年度分は徐々に減っているということなので、この辺は県警本部の皆さん方の努力のたまものじゃないかというふうに思っております。

その中で、収入未済額の状況をちょっと見たところ、延滞金は4件あつて、交渉中が4件ということなんです、放置違反金については77件あつて、交渉中が32件ということになっています。ということは、77から32を引いた45件は、これは交渉ができてないというふうに考えていいのか、それとも何か、それはどういう理由があるのかなと思つてちょっとお伺いしたいと思います。

○大城戸交通指導課長 交通指導課長の大城戸でございます。

この資料の中の交渉中といいますのは、支払う意思がある状況で、今なかなか払えないというような状況を示しております。

それとその32件、今言われましたけれども、一応そういう形で払うという意思はあるんですけども、まだお金がないというようなところで、今滞っている状況にあります。

以上です。

○池田和貴委員 ということは、77人全員とは、何らかの交渉は——交渉というか、支払いに対してのアクションは取っているんですけど、その中で、ある程度応じて払う意思がある人が32名というような説明でよろしいのでしょうか。

○大城戸交通指導課長 はい、そのとおりでございます。

○池田和貴委員 こういう交渉に当たられる方も大変だというふうに思います。先ほどのお話ですと、夜間も含めて、休日とか、そういったところに交渉に行かれるということで大変だというふうに思うんですが、残り45件というのは、相手が拒否しているというか、もう全くしないとか、先ほど内田交通部長のお話のように、もう熊本県内にいないとか、そういった事情が結構あるんですかね。そこは、残りの45件はどういった事情があるのか、ちょっと教えていただけますか。

○大城戸交通指導課長 その45名の件ですけれども、その左のほうを見てもらいますと、所在不明が7名、それと非協力的なのが38名というところで、その45名の内訳はそういうふうになっております。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

大変だと思いますけれども、最初の警務部長の決算概要の説明書にもありましたように、以前からこの件は、この決算委員会の中でも努力するよというふうに指摘がっておりますので、引き続き、大変な仕事だと思いますが、頑張って徴収に——まあ、公平性の観点という意味から、実際は、単純に、いわゆる経済的な理由だけから考えると、少額の違反金を取るのに多額のコストをかけるというのは、ある意味非合理的なところもあると思うんですが、ただ、やはり公平性の観点からこういう仕事もやらざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味では、ぜひ今後とも継続して頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○亀田英雄委員 もう1点、説明資料の16ペ

ージ。

不用額を生じた理由に、職員給与費などの執行残2億5,000万ですよ。こんなに残さぬでもよかつじゃなかろうかと私は思ってるんですけど、ごまするわけじゃなかですけど、その理由をちょっともう少し詳しく教えてください。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算額につきましては、ある程度年間の見込みを立てまして、通常当初予算で組み立て、その後変更がある場合は補正予算をお願いしているところでございますけれども、決算の最終2月補正までで落とせたらいいんですけども、まだそのとき見込めないことが多くて、特に諸手当等は多くの予算を必要としますので、何か事件、事故等があった場合は、大きな予算が、人件費も必要になります。また、退職手当については、年度末の退職となりますので、その人数によって大きく差が出てきますので、ある程度余力を残していたところでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 何人か知り合いもおつとですけど、給料は決して高くなかつですたいと聞きますので、なるだけ頑張っている人にはそれだけの報いをしてあげていただければなというふうに要望いたします。

以上です。

○内野幸喜委員長 要望で。

○亀田英雄委員 はい。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松田三郎委員 関連ではございますが、同じく16ページ。今の警察本部費とか、冒頭警務部長の説明の2点目、公務員志望者が減少

傾向にあるという御説明がありましたので、警務部長か会計課長かと思いますが、昨今のこの報道等を見ておきますと、毎日——これは本県の関係じゃなくて全国的に、毎日毎日よくもこう、いわゆる犯罪が多発するもんだなど、新たな類型の犯罪でありますとか、あるいは既存の犯罪でも、何か犯情がちょっと特殊といいますか、こういう方が被害者になるのかとか、あるいはこういった被害者との関係の人が加害者になるのかとか、毎日毎日報道に接しておりますと、まあ慣れてはいけないんでしょうけれども、だんだん我々もあんまり驚かなくなってきたというのは反省も必要なんでしょうけれども、そういう中であって、まさにこの人、物、金ですね。かなりやっぱり警察本部というか、熊本県警も、制約がある中で、非常に一生懸命頑張っていたいております。その捜査はもちろんのこと、各種の警察活動において頑張っていたというところは、しっかり評価をしたいと思います。

物、金はもちろんでございますが、人の点では、この決算委員会でも、あるいは教育警察の常任委員会でもよく話題になりますのが、九州各県と比較した場合でも、いわゆる負担人口、負担割合かな、が非常に多いというのか、高いというのか、1人の警察官がですね、人口で割った場合に。

皆さんとともに、議会としても、定期的にこの定数増を国に対して要望したり、意見書を出したりと、その一定数は要望に応じていただいているというようなことをやっておりますが、いまだに多分九州の中では一番高いだろう、数字的にはと思っています。

そこで、限られた人員で、まあ条例の定数はあるとはいえ、なかなか、じゃあ熊本県あるいは警察本部の独自の判断で増やせるかという、事実上国のほうからの、さっき言いました、予算等々によって限界があるんだろうと思っています。

そこで、ここ最近の、例えば警察官の募集をして、採用試験を受ける人のいわゆる競争率ですね。ここ数年、まあ数字がなければ傾向で結構でございますけれども、まず1点目としては、だんだん増えているのかあるいは横ばいなのか、どうしてもその希望者は減ってきているのかというところをまず、ちょっと調べれば分かることではしょうけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○渋谷警務課長 採用状況は、年々厳しいものはあります。今年について言いますと、警察官Aの大学卒業程度、これは、採用27人に対して183人の応募ということで、6.8倍となって、昨年が8.8倍だったので、2倍ほど倍率は落ちていると。これは男性警察官ですね。

あと、今警察官Bの高卒程度の募集をしているんですけども、採用予定39人に対して223人ということで、5.7倍、昨年は8.9倍でしたので、これについても落ちているというような現状はございます。

○松田三郎委員 そうですね、前年度からすると下がっているとはいえ、よそよりも、ほかの例えば県職員とか教員からすると、まだ警察官Aで6.8、警察官Bで5.7といえども、まあ結構高い水準ではあるんでしょうけれども、今課長おっしゃった、これから先もっと下がってくる可能性も、傾向として、トレンドとしてあるのかなと思っています。

そこで、もともと——どうですか、再任用とかあるいはもう昨年60を迎えられた人は61、私、今60歳ですけども、私と同じ年の方は62とか、これから定年も上がってくるわけでございますが、なかなか、例えば知事部局とか教育委員会に聞いても、役職定年で給料も下がるとなると、あんまり希望者はいませんって、まあちゃんとした数字は知りませんが、警察の場合、いわゆる今まであ

った再任用、もしくは定年が延長されて60歳だったけれども61歳まで、あるいはもう希望は取られているかもしれませんが、今の60歳の方が62までという人の、希望する、そして残る割合というのは、大体どれぐらいというのは分かりますか。

○渋谷警務課長 警務課です。

今年の春の実績で見ますと、約4割の方が延長を希望されております。全国的にも大体このくらいの数字ですので、毎年4割程度は、今後62の計算となっていくに当たって、見込めるのではないかと考えております。

○松田三郎委員 4割ですか。ということは、4割残られるので、以前と比べると、さっきの御説明にありました、新しく採用する数も、どんどん辞めていければどんどん採用できるんでしょうけれども、辞めて——悪い意味じゃなくて、残られる方がいるということは、昔よりも募集の採用予定の人数というのは少なくなっているんですか。

○渋谷警務課長 現在、退職者は減少傾向にあるんですけども、採用人数も今少ない時期に入っております。しかしながら、その辺の見込み数で採用枠を確保しておりますので、大きな変化はないものと思われま。

○松田三郎委員 警察官の場合、いろいろなジャンルはあるでしょうけれども、例えば知事部局なんかと大きく違うのは、やっぱりある程度の、まあ失礼な言い方ですが、一人前になるまで時間がかかると思うんですね。ですから、かつて警察本部でも取り組まれたような、捜査等をきちっと伝承していくノウハウとか、あつとかな、今。

○渋谷警務課長 警務課です。

今も伝承官制度は残っております。

○松田三郎委員 そうでしょう。だから、そういう年数がかかるという、ある意味特殊性があるでしょうから、退職したけん新しく採用してって、これも減ってきてというならば、なおのことある程度経験を積まれた方が残られるというのはやっぱり必要なんじゃないかなと思っております。

そこで、何か聞いたところの話で、警察官の場合は、知事部局と違って——ある意味一緒ですけども、60で役職定年、いわゆるここにいらっしゃる部長、課長という職責も下がって給料も下がると。何かその階級ってありますよね。階級も下がると聞きましたけれども、それはそうですか。

○渋谷警務課長 警務課です。

階級のほうは、警部補以上の人は警部補になるということになっております。

○松田三郎委員 警部補以上の方は。

○渋谷警務課長 警部とか警視の人は、もし延長を希望されるのであれば、警部補の待遇になるということです。

○松田三郎委員 それは何かかわいそうな感じしますよね。まあ、これは、本部長も出身が警察庁ですから——これは例えば、今言われました、階級も下がる、あるいは部長、課長の肩書も下がる、給料も下がるとなると、なかなか残りたいけどという方もいらっしゃると思うんですね。

これは、例えば、熊本県警あるいは熊本県で独自に、いや階級は下げません、ほかは下げますとか、部長は部長でそのままおつてもよかですって、でも、ほかは給料は下げますとかって、これはどれかできるんですか。それとも、国のこれは法律、地方公務員法か何かあったかもしれませんが、何か明確にあつ

て、ほかの道府県警察と一緒にしているのか、何か。

○渋谷警務課長 警務課です。

警部以上の警部補は、警部補の階級、管理官級の一般職、行政職員については、課長補佐級へ降任するということが決められておりました、国レベルで決まっております、その部分で、県で差があるとはちょっと聞いておりません。

○松田三郎委員 本部長がお詳しいなら補足していただいて結構でございますが、要は、さっき言いました、伝承していく部分も必要でしょうし、これから先、いわゆる倍率も下がってくることを考えれば——もちろん、倍率が下がったからあんまり質の良くない方が合格すると概して言うつもりはございませんが、もしかして多く募集して少ない合格者だと、不合格になった人の人生もあるでしょうから、一概に数字だけ追ってはいませんけれども、やっぱりある程度の倍率の中から採用するというのが後々いいんだらうと、人事的にもですね。

その両方、辞める年齢の方はいていただく、で、採用にも直結する新規のということを考えれば、何かやっぱり気持ちよく残っていただくようなですね、それが熊本県独自にできる部分、まあ階級の問題だとあんまりお金も使わなくていいのかなと思いますので、何かそういうのがあれば——もともと全国的に熊本県警察は非常に優秀だという評判がもう大分前からあるらしいというのを聞いておりますので、そういうのを人事の面でも組織の面でも維持していく意味で、何かやっぱり、かちつとした組織でございますので、国に対しても、あるいは熊本県独自でも何かそういうのができないかなと思って、この公務員志望が減少傾向にあるという一文を見ながら思った次第でございます。

もし、本部長、警務部長、あれば。

○宇野警務部長 この定年延長につきましては、基本的には国家公務員を国のほうで徐々に65歳まで延長していくという制度の下、地方公務員についても同じような制度で運用していくという形になっておりました、国のほうも、やはり国家公務員につきましても、一律役職定年というのがございまして、一定の階級まで——国家公務員の警察官もですね、一定の役職にいる者につきましても、役職定年といまして、定年延長したら役職、階級が落ちると、こういう制度になっておりますので、各都道府県警察につきましても、同様の制度を取っているということになっております。

これは、やはり組織の新陳代謝を活性化するという意味合いもあるというふうに考えておりました、先輩方がずっと役職定年した後部長に続けるとか課長に続けるとか、警察は階級で上意下達の組織でありますので、その辺をやっぱり階級とポストを逆転するということは、なかなか治安を守るという意味では難しいと思っております、そういう意味では、やはり若い人も、若いうちに課長なり部長なりということで主要なポストをしっかりやっていただく、そういう組織が活性化するという趣旨もあって役職定年という制度が設けられているというふうに私は認識をしております。

そういう意味で、若い人の活躍の場をしっかりと確保するというところで、ある程度の年齢になったら、役職定年として階級を一定のところまで下げるとするのは、それなりにちょっと合理的な理由はあるんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、そういった経験をしっかりと現役世代に伝えていただくとか、自分の得意分野で治安に貢献していただくということができるような、そういう配置を県警としてはしっかりと考えていきたいと

いうふうに思っております。

また、採用のお話もございましたけれども、定年延長する職員が増えると採用が減るんじゃないかという御懸念があったと思えますけれども、一応ある程度の調整枠というのをいただいております、その中で倍率をある程度維持できるように、採用人数については調整できる枠をいただいておりますので、そういったものを活用しながら、一定の倍率を維持しながら優秀な人材を確保するというのを推進していきたいなと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

もちろん、ちょっと言い方は失礼かもしれませんが上に残ってしまうとほかの方もやりにくかというの、一般論としてはどこの組織でもあるわけでございますので、新陳代謝はもちろん必要だと思います。

参考になるかどうか分かりませんが、例えば教育委員会の場合、校長で60を過ぎても一ごくごく例外ですけれども、そのまま校長を続けるという人もいらっしゃるわけですね。例外的な措置だと思いますけれども、そういう例もありますので、限られた制度の中での運用になるかと思いますが、さっき言いましたように、新陳代謝を図りながら傳承していく技術、ノウハウも必要だろうと。そして、あんまり新規の採用に御苦労しなくてもいいようにというふうに、まあどちらかという応援の意味合いで申し上げましたので、最後に、これは意見ですけれども、たしかあれですね、警視正になると国家公務員になる、地方公務員から国家公務員になれるわけですね。で、辞めて自分は60以上残るといって、また地方公務員になるということですかね、これは。興味だけで聞くわけですけれども。

○宇野警務部長 たしかそういう仕組みになっております。

教育委員会のほうで、ごくごくまれな例だけれども、そのまま校長として残るという制度もあるというお話でしたが、国家公務員のほうはやっぱりそういう制度がございまして、たしか我々もできたと思うんですけれども、そういった制度もしっかりと活用しながら頑張っていきたいと思っております。

○内野幸喜委員長 すみません、決算とは関係ないんですけども、今の階級のでちょっと気になって、せっかくの機会なのでお聞かせいただきたいと思うんです。

警部補、警部、警視、警視正、警視長、警視監とあって、定年延長の場合、警部補まで階級が一旦下がるということでありました。例えば、叙勲とあって、退職時の階級とかでなっているケースがあるじゃないですか。これは、すみません、ちょっと今若干疑問に思ったものですから、これはどうなるんですか。決算と関係ない話ですが、せっかくの機会なので。

○宇野警務部長 そこは問題ないように、役職定年して下がる前のところで表彰されます。

○内野幸喜委員長 前のということですね。

○宇野警務部長 はい。

○内野幸喜委員長 はい、分かりました。すみません、余計なことをちょっと聞きまして。

ほか質疑ありませんか。

○池田和貴委員 すみません、17ページの警察施設費の不用額を生じた理由の2番の警察

署宿舎等の改修費の執行残なんですけど、これは、どれくらいの規模っていうか、幾つの宿舎、官舎をやられてこの執行残が残ったのか、ちょっと教えていただけますか。

○平山会計課長 改修事業の詳細につきましては、資料が今手元にございませんで、資料が届きましたら御報告申し上げます。

○池田和貴委員 これは、いわゆる警察官の方が入れられる官舎、官舎というんですかね、警察の方が公的に借りられる、まあ警察のほうを用意して入られるそういう宿舎とかそういうのも含まれる、それに対する工事をした後の執行残とかって、それは含まれているみたいな感じで考えていいんですか。

○平山会計課長 会計課でございます。

警察が所管する各種待機宿舎、職員宿舎につきましては、老朽化が進んでいるものですから、順次フルリフォームあるいは建て替えと、あと改修工事も行っているところでございますけれども、その入札における執行残、契約残というところでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

何を聞きたいかという、防衛費の増税議論があったときに、やはり今まで弾薬——人件費がかなりやっぱり多くを占めて、いわゆる必要な物品を調達するのが困難だったりとか、あと実際に働いている人の環境として住宅の改修とか、そういったのがほかに比べてかなり劣悪な状況になっているので、これも防衛増税のときには当然考えていくべきなんじゃないかという議論があったかというふうに思うんですね。

そういった意味では、警察も同じことが言えるんじゃないかというふうに思っています、警察の場合には、防衛費の増税とかそういう、防衛予算をGDP 2%にするとかとい

うことで、後ろ盾の財源がないと思うんですけども、抱えている状況がちょっと似ているんじゃないかというふうに思っています、いわゆる警務部長の最初の説明にあったように、2点目の公務員志望者が減少傾向にあることを受けてということで、業務量に応じた人員の配置や働きやすい環境の整備などあるんですけども、人間、衣食住の住というのもやっぱりすごく重要なところだと思うので、ここはもうこの働きやすい環境の整備に入るんじゃないかなというふうに思っております。

また、せっかく県警の皆さん方が採用されて警察官として歩んできた人が、そういったところが、まあきっかけになるといったらあまりないのかもしれませんが、御家族とかもいらっしゃるので、ほかのよりよい条件があればそちらに移るといことも考えられますので、いわゆるそういったことがちょっと気になったのでここを聞かせてもらったんですが、よろしければ、官舎とか、今後どうやって改修していこうとかやっいていこうかというのはどういう計画になっているのか、教えていただいでよろしいでしょうか。

○平山会計課長 会計課でございます。

警察が所管している宿舎については、現在162棟ございまして、そのうち120棟が建築後30年以上経過しているという、全体的に老朽化が進行しているという状況でございます。

このため、早急に宿舎の改修整備を進めなければならないところですけども、県の財政状況の逼迫による宿舎の建て替えあるいは維持補修予算の緊縮化等が重なりまして、なかなか整備が困難な状況になっているというものでございますけれども、しかしながら、警察官は事件、事故に即応しなければなりませんので、熊本県警察職員の服務に関する訓令によって管轄区域内の居住が義務づけられているところです。

必要世帯数についても算出して、宿舍整備が必要不可欠であると考えるところから、現有施設を長寿命化するために、フルリフォームで改修工事あるいは修繕を適時行う、また、計画的に建物の建て替えというものを行ってまいりたいと考えております。基本的には、今まで50年、60年で建て替えていたものを、90年使おうというところで、フルリフォームを基本的には進めてまいりたいと思っております。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

予算の関係で、本当はもっとやりたいんだけど、なかなかやれないんだろなというふうに今説明を聞いて思っています。

この予算は、県の——じゃあ、ちょっと聞きたいんですが、これは県だけでできるんですか、それとも、これは国からの収入に基づいての歳出がここに書いてあるんですけれども、国からのいわゆる補助金とかそういう歳入がないとこの辺は進まないのか、県だけ増やせば済むのか、そこをちょっと教えてもらっていいですか。

○平山会計課長 会計課でございます。

宿舍につきましては、基本、1棟16戸程度の宿舍であれば単県事業で行っております。国からの補助金等はいりません。ただ、大規模な、もっと50戸とか60戸とか大きな宿舍になると、国の警察庁の補助金が入ってまいりますけれども、基本的に、宿舍には本県では1回も補助金が入ったことはございません。

○池田和貴委員 ということは、県の判断でということでもいいわけですね。

まあ県有資産の長寿命化というのは、いろんな社会資本のインフラなんかもやられているところで、住宅もそうやっていくことが経費を削減しながら改善していく一つの方法だとは思いますが、特に私どもが感じるの

は、私たちがいわゆる子供の頃の水回りの環境ですね、トイレとかお風呂とかと今の現代を考えると、やっぱりかなり違うと思うんですよ。

で、私、今61ですけれども、私たちがいたときには水洗トイレもなかったし、お風呂も、うちはまだガスもなく、私が子供のときは沸かしていたんですけれども、そういう経験があるのでそうなんですけれども、ただ、もうそうじゃない世代も、生まれてきたらもう今の環境があるので育ってきた世代という人たちが今後どんどん入ってくるので、そういった意味では、特にそういったリフォームするときには、そういったところも配慮してやっていかないと、せっかく改修したはいいけれども、やっぱり入る人からの満足感がないとか、後は入るのをためらってしまうとかということにもつながるのかなと思いますので、そういったところはぜひ配慮しながら、なるべく早く改修できるようにしていただきたいと思いますし、我々も、応援できるところは応援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○平山会計課長 会計課でございます。

宿舍につきましては、先ほども申しましたけれども、フルリフォームとかで進めておりますけれども、特に一昔前の宿舍は、お風呂も小さくて、浴室内に風呂釜が、お湯を沸かす器具がついていたり、あるいはトイレも水洗じゃなくて——水洗ではありますけれども、しゃがむタイプ、和式のタイプなものですから、非常に時代にマッチしない宿舍が多くありましたけれども、今は、そのフルリフォームしているところは、フロアをフローリングにしたり、あるいは風呂も余計に広く造るように指示して、また、温水器も標準でついております。昔は、温水器を移動のたびに持っていったりしていたと思いますけれど

も、今はちゃんと全自動で温水器もついておりまして、快適な生活が送れるように今後も努めてまいりたいと思います。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○池田和貴委員 御苦労ですね。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松田三郎委員 手短に申し上げますけれども、説明資料18ページと20ページの交通安全施設費の、まあ不用額についてどうのこうのではございませんが、これは交通規制課長か会計課長になるかと思いますが、毎年毎年が長年——これは、まず、交通安全施設には信号の設置も入るんですよ。

○井上交通規制課長 交通規制課でございます。

この交通安全施設費の中には、施設費の執行残351万7,000円の内訳につきましては、信号は含みません。

内訳を簡単に申しますと、道路標識等整備等の入札に伴う執行残、これが約52万円、それと備品購入に伴う執行残、これが約71万円、工事設計委託業務の入札残が約88万円という内容でございます。

○松田三郎委員 すみません。ちょっと質問が悪うございました。じゃあ、20ページの主な事業の概要のところの交通安全施設費約14億円、これには信号とかは入るんですね。もともとのやつには。

○井上交通規制課長 はい。これには入りません。

○松田三郎委員 これは、毎年毎年っていう

かな、長年そうかもしれないけれども、信号の設置というのは、県内でいろいろなところから要望が上がっているんだろうとっております。

大体ルール上、地元の警察署を経由して交通規制課ですかね。で、要望が平均して100ちょっとぐらいとかって聞いた年もございます。設置してもまた要望が増えるので、あんまりその数は変わりませんというのが数年前の交通規制課長の御答弁でありました。

いろいろお話を聞きますと、道路が新設されたりとか改良されたりして、まず優先的に、まあ必置に近いような感じですね、設置しなければならないのが毎年あるので、なかなか100幾つ要望があるから全部それに応えられるかという、なかなかそうはいかないというような実情もあるようでございますし、よく聞くのが、地元は早くつけてほしいとおっしゃるんでしょうけれども、皆さんから、交通関係に詳しい方からすると、安全はもちろん、ここにはつけたほうがいいかもしれないけれども、一方で、渋滞が起きないように、交通の円滑化と、安全かつ円滑な視点で取り組んでおりますとよく聞くのは、そういう視点もあるんだろうとっております。

そこで、さっき言いましたように、これから、例えばJ A S Mの絡みで道路が新設されたり改良されたりすると、決算というか、先のこと、委員長、すみません、執行体制のこと、聞きたいと思いますが、なかなかそっこのほうにどンドンどンドン新しく信号をつけなければならないということも容易に想定されますが、反して、田舎、我々ですね、過疎地からの信号設置の要望が、なかなか優先順位が上がらないということもあるのかなということを心配しております。

だから、決算を経て今後の——これは信号設置は入ってないということで、それはそれでいいことだと思いますが、どうですか、地元からいろいろ要望があつて、大体年度当初

に要望の、まあ上からこんくらいまでかなというように感じて、新規を含めて、予算要望なり、財政課との折衝をなさるわけでしょうけれども、そっちのほうが少ないってこんかなというように心配もしますけれども、どうですか。ちょっと前の話で、100ちょっとぐらいなのか、もっと増えているのかもちょっと私数字分かりませんが、その点と今後の在り方とか方向性。

○井上交通規制課長 交通規制課でございます。

設置要望につきましては、この3年間で約1年間60件程度ずつの要望が上がっております。

その中で、設置基準に該当して設置可能な場所、これを毎年信号設置するような形になりますけれども、その要望箇所にあつては、その設置基準にも該当しない部分、内容も含まれた数字でございますので、例えば設置基準、必要条件5つ、択一条件4つございます。必要条件といいますが、例えば車道幅員の関係でありましたりとか、信号を渡られる方の待ち場ですね、滞留場所が例えばなかったりとか、隣の信号との距離があまりにも近過ぎるとか、そういう必須条件をクリアする必要がございますので、そういうのに該当しないということも含まれております。

今後につきましても、必要な箇所につきましては、各警察署から規制課のほうにも上がってきておまして、必ず現地を確認いたしまして、安全、安心なところ、プラス円滑を含めまして、現場の確認を行った上で設置する場所を毎年特定していつている状況でございます。

○松田三郎委員 今ありましたように、大体年で60件ぐらい、まあ変動もあろうかと思いますが、そのうち、さっき言いました、新規で優先的につけなければならぬところもある

でしょうから、そういうのを含めて、大体どれぐらい要望に応えられているものですか。

○井上交通規制課長 昨年、令和5年で言いますと、新規の信号機設置が12基でございます。定周期8基、押しボタン4基という内訳になります。

以上でございます。

○松田三郎委員 なかなか1基というか、普通、押しボタンでも、4か所新しくつけるというのは、結局お金がかかるんですね。

ですから、ここから先はちょっと個人的な意見ですが、地元の方々は、まず自治体を通じて警察署に要望なされると。で、今おっしゃったように、ある程度の基準があるというのは、あんまり御存じない方も、私も今の基準全ては分かりませんが、結局、今の状況で何年要望しても、その基準に合わないんだったら、もう永遠にということでしょうから、今の状況ではできないけれども、例えば、市町村なり県の土木部とか、努力によってこういうスペースが取ればできますよとか、何か目標を逆にフィードバックしてもらえば、ただ無意味に要望し続けるということがなくなるのかなど。誰かが何か厳しいことを言って悪者になるのが、まあ我々なのか、皆さんののか、各警察署の方なのか、市町村なのか分かりませんが、そこをちょっとヒントのような形で言ってもらったほうが、逆に目標を設定しやすいかなと思いますので、今後どういうふうにできるか、数が多いのでなかなか一つ一つというわけにもいかないかもしれませんが、そういう方がいいのかなと思いますので、ちょっと御検討いただければと思います。要望ですから、いいです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありません

か。

○内田交通部長 松田先生の今の件につきまして、数年前は、そのような形で、あまり要望した自治体ですとか関係機関にお伝えすることなく、設置が難しいですよというお話しかしてなかったんですけれども、もう数年前から、今お話があったとおり、道路管理者と協力いたしますと、いわゆる歩行者の待ち場ですとか、行った先の幅員の拡張とか、これが可能となれば信号機つけれるわけですから、そういうところを今小まめに警察署のほうも、道路管理者とここをこうしていただければ信号機の設置は可能ですよというような、まあ親切丁寧に説明をするようにいたしておりまして、一覧表の形で、ここのがちょっと解決できれば設置に向けて動きますというような説明をしておりますので、大分改善されていると思います。

○松田三郎委員 本当ですか。それはありがとうございます。知らずにすみませんでした。

○内野幸喜委員長 ほか質疑ありませんか。なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、11時15分まで休憩します。

午前11時8分休憩

午前11時15分開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局の順に説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それではまず、会計管理者から出納局の総括説明をお願いします。

川元会計管理者。

○川元会計管理者 会計管理者でございます。

出納局の令和5年度の決算概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

出納局の決算に関連する会計は、一般会計と収入証紙特別会計の2会計でございます。

この2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は24億100万円余、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は27億4,200万円余、不用額は1億5,800万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計における一般会計繰出金の執行残でございます。

詳細につきましては各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○川上会計課長 会計課でございます。

まず、本年度の定期監査におけます指摘事項につきましては、出納局はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費は、主に総合財務会計システムの管理運営経費でございます。

不用額の1,482万円余は、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

まず、歳入で収入証紙の販売代金等を計上しておりますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページの歳出でございますが、一般会計繰出金は、収入証紙を用いた各種手数料等の収入実績額21億6,258万円余を一般会計へ繰り出しているものでございます。

不用額の1億3,741万円余は、収入証紙の使用実績が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

会計課は以上でございます。

○津川管理調達課長 管理調達課でございます。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

最下段の会計管理費で329万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上です。

○内野幸喜委員長 次に、人事委員会事務局から決算概要及び資料説明をお願いします。

城内人事委員会事務局長。

○城内人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はござい

ません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の人事委員会事務局説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,174万1,000円及び総務受託事業収入226万1,000円を合わせました収入済額が1,400万2,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額は1億7,774万2,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は808万1,000円でございますが、内訳は、委員会費が人件費等の執行残51万6,000円、事務局費が経費節減に伴う執行残756万4,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要及び資料説明をお願いします。

小原監査委員事務局長。

○小原監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

決算の概要につきまして、お手元の説明資料により御説明いたします。

1ページが歳入歳出決算の総括表でございますが、内容につきましては、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、雑入の収入済額が6,000円、不納欠損額、収入未済額はござい

ません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきまして、支出済額が委員費2,016万円余、事務局費が1億6,406万円余となっております。

内訳は、監査委員と事務局職員の人件費、事務費でございます。

事務局費の不用額242万円余につきましては、人件費等の執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要及び資料説明をお願いします。

木村労働委員会事務局長。

○木村労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局説明資料に基づき説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

左側の歳入につきましては、次の2ページで説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、扶養手当及び期末手当の過年度返納が生じたことに伴う諸収入でございます。

3ページをお願いします。

歳出につきまして、1段目の労働委員会費の支出済額は、1億880万4,000円でございます。

内訳は、2段目の委員会費が委員報酬15人分の2,336万1,000円、3段目の事務局費が事務局の職員給与費と委員会、事務局運営費を合わせた8,544万3,000円でございます。

不用額が全体で432万3,000円でございますが、内訳は、委員会費の委員報酬の執行残及び事務局費の委員会、事務局運営費の執行残によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○池田和貴委員 1点、出納局にちょっとお尋ねしたいと思うんですが、説明資料の5ページ、歳出に関する調べのうちの繰出金ですね。

収入証紙特別会計で不用額が1億3,741万1,000円ということですが、いわゆるデジタル化を進めていく中で、この収入証紙での納入というのはどうなのかという議論が以前あったかに覚えております。そういった中で、この不用額を生じたのが、そういった意味で収入証紙で納めるやり方がデジタル化によって変わっていったとか、そういうのがあったのかどうなのかというのがちょっとあれば教えていただきたいと思います。

○川上会計課長 御質問にございました収入証紙の今後の方針等も含めての御回答を差し上げたいと思います。

まず、会計課のほうでは、更新時期を迎えます現行の総合財務管理システムというのがございます、その更新に合わせましてキャッシュレス、ペーパーレス、判こレスに対応した新しいシステムを構築しているというような状況でございます。キャッシュレス決済、こちらのほうの対象範囲を拡大して、令和9年度から稼働するというようなことで、

今現在取り組んでいるところでございます。

これに合わせまして、収入制度の廃止も検討しているところでございますが、収入証紙の廃止に当たりましては、やはり収入証紙に代わる収納方法、これはキャッシュレス決済というのが主になると思いますが、やはりこのキャッシュレス化自体に対応できない高齢者等の一定の利用者もおりますので、こういった場合、現金納付というのがまた1つは考えられます。

現金による収納になりますと、それによります職員の負担増も考えられますので、その解消に対します検討等を今現在行っているところでございまして、こうした課題に対応するために、今、収入証紙の廃止を導入しておる先行県等への調査も進めているようなところでございます。

そんな中で、今回、収入見込額のほうに対しまして不用額を生じておりますけれども、これにつきまます主な要因といたしましては、令和2年度のコロナ以降、コロナ禍の間につきましては、コロナ禍前に比べまして約2億円程度収入証紙のほうが増加しております。

令和5年度は、御承知のように5類に移行するというところで、コロナ禍前までの回復を見込んで23億円というような予算を組んでおりましたけれども、やはりいろんな要因がありまして、コロナの影響も抜け切れずに、令和5年度はこれだけの執行残を出したというような結果になってございます。

その中で、収入証紙のキャッシュレス化に伴う取組といたしましては、電子申請を活用いたしまして、現在、6手続につきまして、電子申請を行った後、クレジットカードといったもので決済ができるような手続を現在導入してございます。

これにつきましては、年間200件を超えるような申請件数のある手続につきまして、令和7年度末を目途に約70手続ほどをそちらのほうに移行できればということで今努力して

おりますので、今後はキャッシュレス決済のほうはどんどん拡大していくのではないかと、いうふうに考えてございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。御丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。

今あったように、デジタル化を進めていく中で、この収入証紙というのが今後どうなっていくかというのがあると思うんですが、ただ、川上会計課長がおっしゃったように、どうしてもそれになじまない年代の皆さん方だとか、やっぱりそういうことがお好きじゃない方というのがいらっしゃるというふうに、それは私もよく分かります。

その中で、やっぱり両方一緒に併存していくというのは、なかなか逆に、何ていうんですかね、管理する側からすると、今まで1つでよかったのが2つになってしまうというところで大変だというふうに思うので、いろんな先進的な事例も含めて研究をしていって、できればデジタル化だけでずっとしていけば、その辺は数字自体はボタン1個押せばもう全部集計されるということになるので、そういうのを目指していったほうがいいんじゃないかなと思っております。

例えばですけれども、現金で持ってこられた方から一応現金を受け取るんだけど、一応その課か部署でカードを1枚持っていて、現金でもらうけど、そこで一応そのカードで決済するとかですね。まあ、それは変な話ですけれども、何しろ会計のやり方自体は、収入をきちんとデジタルで一本でしたほうがいいにこしたことはないので、本当、運用面も含めてそこは考えていただければというふうに思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありません

か。

○松田三郎委員 せっかくですから、小原事務局長にちょっとですね。

そもそもって、私、当選してしばらくして聞いたことで、その確認でもありますけれども、今日、今各種委員会をやる中で、例えば、人事委員会事務局、監査委員は監査委員事務局と、それぞれ事務局には県職員がしっかり仕事をなさるわけですが、私も過去に監査委員の経験がありますが、監査委員事務局だから、監査委員4人いる人は、独任的というか——人事委員会というのは、会として議論して意思決定するんでしょうけれども、監査委員というのは、一人一人が独自の権限というか、独任的な立場ということで、まず第1点です。後ろから天野さんうんうんって言いよんなはるけん、多分そのとおりだろうと思いますけれども、ですかね。確認ですけれども。

○小原監査委員事務局長 おっしゃったとおり、委員の先生方、それは独任ということでございます。ちょっとすみません、じゃあ先まで行きますが、監査で見てきた結果は、それぞれ結果ですが、内容が重要なものがございますので、合議によるということでお集まりをいただいて、会議でお諮りをして結論を出すという形の、監査結果の取扱いはそのようにして、その後の公表とかにつなげております。

○松田三郎委員 だから、代表監査委員は何を代表するのか。

○小原監査委員事務局長 監査委員を代表。

○松田三郎委員 それは、委員を、4人を代表するってことですね。

○小原監査委員事務局長 はい。

○松田三郎委員 じゃあ、例えば事務局の——なかなか両方全部経験した人って少ないかもしれないかもしれませんが、人事委員会の事務局の職員さんと監査委員の事務局の職員というのは、何ていうかな、一人一人に仕えるとは言いませんね。やっぱり事務局としても、各箇所に監査に行かれるわけでしょう。で、監査委員との関係といたしますか、一方では、監査委員を一人一人支えながら独自に監査もなさるといふことかなと思いますけれども、そうですか。

○小原監査委員事務局長 私どもの監査は、およそ5回に、定期監査を1次、2次、3次、4次、5次に分けておりまして、およそ1次で出先の小規模、2次で振興局関係、3次で本庁関係ということで、4次、5次まで分けてございます。

まず、先行して事務局の職員が書類の細かいところまでチェックをいたしまして、その委員の先生が対応可能なところに監査に来ていただいて、案件ごとにお諮りをして、監査の場では、そのうち重要事項、割と問題点として大きいものだけを各所属に返して、その後、最終的な取りまとめは事務局で内容を整理して、監査委員の会議にお諮りして、先ほど申し上げました取扱い決定、公表というふうに進めてございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

今さら監査委員を経験した私が聞くのも何でしたけれども、今、事務局の職員さんの数は何名ですか。どっか書いてあったかな。

○小原監査委員事務局長 私含めて19だったかと思います。

○松田三郎委員 足りてますか。

○小原監査委員事務局長 頑張ってやっておりますが、もうちょっとおるとありがたいなどは思いますが、無理は申し上げられませんので、頑張ってまいります。

○松田三郎委員 決算委員会ですから、要望を聞く場じゃございませんが、そういう実は恐らく、まあ、ほかの部署と比較するのも、かなり皆さんハードな仕事内容だと思ひまして、その中で19人というのは非常に、かなり一人一人の負担も大きいんだと思ひますので、ここで、決算委員会で要望を受けたというわけにはいきませんが、そういうのを我々も頭に置きながらですね。

なかなか、言い方はあれですけども、派手な部署じゃないでしょうから、地道にこつこつとやっていかなければならないというところは、非常に職場環境としても厳しいところもあるのかなと。これは、ほかの部署もそうでしょうけれどもね。だから、しっかり我々も、監査委員事務局の仕事をびしっと、監視とは言いませんけれども、していく必要があるんだろうと。増やせるならば増やしたほうがいいのかと思ひながら、以上でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 労働委員会にお願いします。

労働委員会というのは、いろいろ事案が出てきて委員会を開くという形なんですけれども、この令和5年度は何回ぐらいその委員会を開かれましたか。

○守屋審査調整課長 御質問ありがとうございます。

委員会は、法律で決まっております、ま

ず、必ず月に1回総会をすることになっております。本県の場合は、月に2回総会を開催しております。ですから、総会としましては、24回開催しております。

それと、委員会は3者構成でございます、公益委員、労働者委員、使用者委員、御承知のとおり、3者構成でございます、うち公益委員につきましては、法律で審議する事項が決まっております、その場合には公益委員会というのを実施しております、それを14回ぐらい開いております。

そのほか、不当労働行為の審査、後は労使関係のあつせん、紛争のあつせんを行っております、去年が不当労働行為につきましては1件審査をしております、あつせんにつきましては7件審査をしております。で、あつせん1回につきまして、おおむね3回ぐらいは集まっておりますので、その倍数の活動をしていただいております。

そのほかに、労働委員会につきましては、専門性が高うございまして、中央労働委員会の法的な研修あるいは本県の研修等にも参加いただいております、活動としましては、大体週に1回ぐらいは県庁に来ていただきまして活動してもらっている状況でございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

じゃあ、決められた週2回の会議と、あといろいろ不当労働行為とかあつせんとかが増える場合もありますよね。今回は1件と7件ということですけども、それってやっぱり年によって違うんですか。

○守屋審査調整課長 年間、不当労働行為につきましては、今のところおおむね1件ぐらいです。あつせん事件、労働者と使用者関係のトラブルのあつせん事件につきましては、おおむね年間10件ぐらいで推移しております。

す。以前は、御承知のとおり、昭和の時代、労働争議が盛んなときには、最高100件ぐらい年間あっておりました。

以上でございます。

○岩田智子委員 分かりました。

とても重要な委員会だと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。頑張ってください。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで出納局及び各種委員会の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩します。

午前11時36分休憩

午後1時開議

○内野幸喜委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

千田農林水産部長。

○千田農林水産部長 令和5年度決算の説明に先立ち、さきの県議会9月定例会において可決されました組織改正につきまして、農林水産部関係について説明させていただきます。

10月15日から新設となりました食のみやこ推進局は、農林水産部と商工労働部の共管局で、農林水産部では流通アグリビジネス課を所管いたします。食のみやこ熊本県を創造す

るため、熊本の豊かな食文化を生かした農林畜水産物の高付加価値化を進める取組を行ってまいります。

また、農林畜水産業の担い手の確保、育成を強化するため、農地・担い手支援課が改組され、担い手支援課が新設されるとともに、農業振興と企業進出の両立を重点的に推進するため、農村計画課に農地農振室が新設されています。

以上の新たな体制の下、農林畜水産業の振興に取り組んでまいります。

それでは、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、農林水産部関係2点につきまして、その後の措置状況を報告いたします。

1点目は、各部局に共通する事項として、未収金対策について、公平性の観点を持って、適正な債権管理と徴収対策に努めることという趣旨の御指摘でございます。

農林水産部では、部内に設置している未収金対策連絡会議において、未収金の状況、催告の早期着手、財産調査の実施など、各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、農林水産部全体で未収金対策に取り組んでおります。

催告の強化、納入計画の指導や分納計画書の取組などと併せて、預金差押えなど法的な措置を行うことにより時効を中断するなど、手続を行っております。

一方、昨年度は、元金の完済に伴う延滞違約金、新規就農者に対する補助金の返還金及び海岸保全区域の占用料の未収金が生じましたが、これらに対しても着実な解消に向けて取り組んでまいります。

今後も、未収金の状況を定期的に点検し、進捗管理を徹底するとともに、債務者の現況等に応じて対応方針を見直すなど、適切な債権管理と状況に応じた未収金対策に努めてまいります。

2点目は、1点目に関連して御指摘いただきました「新規就農者への補助金に係る返還金の未収金について、発生予防対策として連帯保証制度等を導入することは、新規就農者の減少につながりかねないので、そのメリット、デメリットを慎重に検討すること。」との御指摘についてでございます。

まず、連帯保証制度を導入するメリットですが、本人からの返還が困難なケースにおいても保証人から回収できる可能性があり、未収金の発生防止につながります。また、関係機関の負担軽減にも寄与すると考えられます。

一方、デメリットとしては、保証人に返済義務が生じることで、新規就農者が申請を辞退する可能性が懸念されます。しかし、既に同制度を導入している他県の事例を調査したところ、資金の申請を断念する人はほとんどおらず、制度改正の前後で資金利用者の数に大きな変動は見られないことが分かりました。

これらの検討結果を踏まえ、本県では、今年5月に同制度を導入いたしました。導入後も、昨年同時期と比較して、申請件数は同程度を維持しており、特段の影響は見受けられません。

今後とも、研修内容の充実や就農後の相談体制の強化など、新規就農者が安心して農業に取り組める環境整備を進め、補助金返還に至らないよう、未然防止にも努めてまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和5年度決算の概要について説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入については、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済額は531億5,500万円余です。収入未済額は2億3,200万円余で、補助金返還金や行政代執行費用等でございます。

次に、歳出については、支出済額は769億5,000万円余、翌年度繰越額は462億300万円余で、地元住民や関係機関などとの施工計画の協議に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず繰り越したものです。

また、不用額は90億8,900万円余で、補助事業における内示額の減等による事業量の減少や事業執行に伴う入札残などによるものです。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

説明に入らせていただく前に、定期監査につきまして、農林水産部に関しましては、指摘事項がございませんでした。

次に、お手元の資料に沿いまして、各課から御説明させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど部長から説明がございましたとおり、10月に組織改正がございましたが、旧の農地・担い手支援課分につきましては担い手支援課から、そして、そのほかは元の所属のほうから御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料の2ページをお願いいたします。

農林水産政策課分でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、備考欄の左側にありますとおり、予算額に対し、610万円余の収入額の減となっております。

す。

これは、農業公園における新型コロナウイルス感染症対策事業を活用しました券売機購入の入札不調に伴う事業量の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

中ほどの段で太字で、農業総務費の真ん中の列になりますが、不用額9,800万円余とございます。

こちらは、主に備考欄の理由にございますが、5番目の設計変更に伴う執行残、これは、農業公園の施設改修分の残となっております。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料のほうで御説明させていただきます。

附属資料のほうの1ページをお願いいたします。

附属資料の1ページ、明許繰越しに関してでございます。

農業公園施設改修事業の1,100万円余となりますが、主な理由としましては、施設の指定管理者である農業公社との設計協議に不測の日数を要したということで、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございまして、既に事業は完了しております。

農林水産政策課は以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

7ページをお願いいたします。

最下段の農業改良資金貸付金回収金及び8ページ中段の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金と併せて、後ほど附属資料で説明い

たします。

続きまして、歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額6,254万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

中段の農業共済団体指導費ですが、これは、農業共済組合の検査、指導に係る経費でございます。

不用額3,219万円余につきましては、収入保険の保険料助成事業において、加入申込みが見込みを下回ったことなどによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

最下段の水産業協同組合指導費ですが、これは、水産業関係団体の検査、指導や各種制度資金に係る経費でございます。

不用額1,550万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

15ページをお願いいたします。

歳出についてですが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組に対する無利子の貸付資金でございます。

不用額1億278万円余につきましては、資金需要が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額は

ございません。

17ページをお願いいたします。

歳出についてですが、沿岸漁業改善資金助成金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

不用額6,771万円余につきましては、資金需要が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、附属資料のほうの2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

収入保険加入緊急支援事業については、令和5年度2月補正予算で成立した予算を繰越したのになります。

続いて、130ページをお願いいたします。

こちらで、団体支援課の収入未済の状況について説明いたします。

まず、上段の表、一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金とその下の貸付金延滞違約金の収入未済額は、それぞれ1,618万円、956万円余であり、借入者の経営不振等による収入未済となっております。このうち、本年9月末までに48万円余を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計については、令和元年度までに林業・木材産業改善資金の元金償還が完了したことに伴う延滞違約金2,188万円余が収入未済となっております。このうち、本年9月末までに12万円余を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計については、元金545万円、貸付金延滞違約金190万円余が収入未済となっております。このうち、本年9月末までに53万円を回収しております。

次に、131ページの表は、収入未済額の過去3年間の推移になります。

一般会計の農業改良資金貸付金回収金と延滞違約金の合計額は、前年度から362万円余

増加しております。

これは、令和5年度に元金を完済した案件が1件発生し、確定した延滞違約金498万円余を調定したことによるものです。

林業改善資金特別会計の違約金は、前年度から24万円減少しております。

沿岸漁業改善資金特別会計の元金と延滞違約金の合計額は、前年度から122万円余減少しております。

団体支援課の収入未済額は、全体で216万円余の増となります。

132ページの収入未済額の状況ですが、3つの会計の延滞の総件数は13件で、いずれも分納により納付いただいております。

133ページをお願いいたします。

未収金対策についてですが、全ての貸付金において分納計画どおり確実に納付されるよう、管理台帳による償還状況の点検、把握のほか、面談や電話等による催告は、債務者に加え、連帯保証人に対しても実施しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、期限内償還の呼びかけや延滞発生後の速やかな督促のほか、漁協、森林組合等を通じて、経営状況等を把握しながら催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、引き続き関係機関と連携を図り、確実な償還に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 執行部も、暑かったら上着どうぞ脱いで構いませんので。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

説明資料にお戻りいただき、18ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損はございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、翌年度への繰越しによる減でございます。

4段目の地方創生推進交付金は、地域経済を牽引する事業者を対象に、波及効果の高い取組を支援する地域未来モデル事業の事業量の減によるものでございます。

19ページ、1段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、食品衛生法改正により、施設改修を必要とする水産加工業者の施設整備を補助する事業、熊本県水産製品製造等緊急支援事業等を実施しました。事業量の減等により、収入済額が減少しております。

3段目の諸収入、雑入に収入未済額として5,300万円余を計上しておりますが、これは後ほど附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

2段目の農業総務費につきましては、農産物の販売促進や6次産業化、ブランド化等を支援する事業でございます。

不用額は、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

21ページ、2段目の農業改良普及費につきましては、農業参入を行う企業を支援する事業で、不用額は、事業量の減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の3ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目、熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業は、物流の2024年問題に対応するため、JA等の荷主を対象に、物流効率化を促進するための事業、2段目、社員食堂における県産食材活用緊急支援事業は、半導体関連

事業者等の社員食堂において地産地消を推進する事業ですが、どちらも令和5年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したソフト事業でございます。今年度中には完了を予定しております。

続きまして、収入未済について御説明いたします。

134ページをお願いいたします。

1、歳入決算の状況を御覧ください。

表の中ほどの収入未済額欄の5,333万7,000円、こちらが、備考欄記載の収入未済の理由のとおり、補助金返還を命じましたが、全額返済に至っていない分でございます。

2、収入未済額の過去3か年の推移の表、未収金の種類は雑入となっておりますが、地域未来投資促進事業補助金において、令和2年度に支援を行いました水産加工施設設備に関する補助金返還事案でございます。令和3年度から4年度にかけて1万8,000円減少しております。

4、令和5年度の未収金対策を御覧ください。

まず、これまでの経緯を御説明いたします。

下方の参考、これまでの経緯にありますように、補助金交付決定時の用途と異なる支出など、補助の条件に反したことから、令和3年3月26日付で、7,835万5,000円の補助金交付決定を取り消し、事業者に対して全額の返還を求めたものです。

交付決定の取消し後、直ちに返還金の一部2,500万円は回収いたしました。残額分の5,335万5,000円について、事業者は再三の督促にも応じず、また、同者提出の返還計画も履行しなかったため、令和3年8月27日に知事専決処分と、続く9月議会での御承認をいただき、民事訴訟法に基づく訴えの提起を行いました。

この結果、令和4年3月5日に県側全面勝訴の判決が確定し、債務名義を取得しました。

ので、任意調査に基づく債権差押手続を開始し、令和4年5月と令和5年3月の2回で約1万8,000円の預金差押えを行ったところで

す。
上に戻りまして、令和5年度は12月議会で御承認いただき、令和6年2月29日付で法人の代表者個人を民事訴訟で提起し、令和6年5月21日付で県の訴えを全面的に認める判決が確定しております。

今後は、弁護士等と相談しながら、法人と併せて代表者個人への債権差押手続等を行うなど、取り得る手段を全て講じ、債権回収並びに時効中断に向けた対応を進めてまいります。

なお、今回の事案につきましては、竣工確認検査をクリアするために、中古機械を購入したり、使途不明金が確認されるなど、極めて悪質であると考え、令和5年3月に代表者個人を刑事告訴し、令和6年7月に逮捕、8月に起訴され、本日11月1日の午前中に初公判が開かれました。

公判では、容疑者のほうは起訴内容を認め、弁済のため、不動産処分の手続を進めているとの発言があり、債権回収に向け、一歩前に進んだと考えております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○上村農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料のほうにお戻りください。

説明資料の22ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

23ページをお願いいたします。

3段目のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金につきましては、予算額に対し1億1,300万円余の減となっております。

これは、主に熊本型みどり戦略緊急対策、令和4年の経済対策でございますけれども、

の事業量の減及び翌年度への繰越しに伴うものでございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

24ページ、2段目の国産農産物体制強化対策事業費補助につきましては、予算額に対し3,500万円余の減となっております。

これは、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業の翌年度への繰越しに伴うものでございます。

3段目の消費・安全対策推進交付金につきましては、予算額に対し1,200万円余の減となっております。

これは、病害虫発生予察事業費の事業量の減に伴うものでございます。

5段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、予算額に対し2億3,600万円余の減となっております。

これは、主に化学肥料低減促進緊急対策事業の事業量の減に伴うものでございます。

25ページをお願いします。

5段目の農畜産物売払収入につきましては、予算額に対し3,600万円余の増となっております。

これは、農業研究センターにおける農畜産物収入増に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

最下位の農業改良普及費の不用額2,700万円余は、主に協同農業普及事業の計画変更及び事業量の減に伴うものでございます。

29ページをお願いします。

2段目の農業振興費の不用額4億5,000万円余は、主に肥料価格高騰緊急支援事業の計画変更及び事業量の減に伴うものでございます。

最下段の農作物対策費の不用額7,900万円余は、主に熊本型みどり戦略推進事業、令和4年経済対策でございますけれども、の計画

変更及び事業量の減に伴うものでございます。

30ページをお願いします。

2段目の植物防疫費の不用額1,500万円余は、主に病虫害発生予察事業費の計画変更及び事業量の減に伴うものでございます。

3段目の農業研究センター費の不用額4,800万円余は、主に農業研究センター職員給の人件費の執行残に伴うものでございます。

31ページをお願いします。

農業研究センター費の不用額1,400万円余は、主に農業研究センター畜産部門試験研究費の経費節減による執行残に伴うものでございます。

次に、当課の翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明させていただきます。

附属資料の4ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、4か所で5億8,800万円余でございます。

主な理由といたしましては、資機材の調達に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年内には竣工を見込むということになってございますので、申し添えます。

農業技術課は以上でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものにつきまして説明いたします。

2段目からの国庫支出金、国庫補助金について、まず、3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、備考欄の同交付金の繰越しに伴う減でございます。

下から2段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助は、備考欄の産地パワーアップ

事業費補助金の繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

最下段、国産農産物体制強化対策事業費補助は、備考欄の麦・大豆生産技術向上事業費補助金などで、事業量の減及び繰越しに伴う減によるものでございます。

下のページでございますが、1段目の農業・食品産業強化対策整備交付金は、備考欄の強い農業づくり総合支援交付金の主に繰越しに伴う減でございます。

2段目、経営所得安定対策推進事業費補助は、主に繰越しに伴う減でございます。

下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業量の減によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

諸収入につきまして、下から2段目の市町村精算返納金は、備考欄の強い農業づくり交付金で取得した財産処分に伴う返納金の増によるものです。

最下段の産地パワーアップ事業補助金は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、主に繰越しに伴う減によるものでございます。

次に、下のページ、歳出についてでございます。

翌年度繰越額は37億4,900万円余、不用額は18億5,400万円余で、最下段から36ページに記載の農作物対策費が中心でございます。

繰越額につきましては、後ほど一括して説明をいたします。

35ページ、最下段の農作物対策費の不用額につきましては、備考欄の理由のとおり、1つ目は、計画変更、事業量減少に伴う執行残で、これは、国の経済対策に対応して補正予算で措置し、全額を令和5年度に繰り越した産地パワーアップ事業や麦・大豆生産技術向上事業などによるものでございます。2つ目は、入札に伴う執行残で、国の交付金を活用した強い農業づくり支援事業の入札残による

ものでございます。

続きまして、別冊の附属資料5ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しが7ページまで、12事業、22か所ございます。

5ページ、1段目の経営所得安定対策等推進事業、3段目の園芸産地における事業継続強化対策事業につきましては、国の経済対策に対応いたしまして、補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

5ページ、2段目の脱炭素型施設園芸緊急対策事業及び5段目から最下段までの4事業につきましては、国の物価高騰の重点支援交付金を活用して、2月補正で予算措置し、繰り越したものでございます。

6ページの上段、強い農業づくり支援事業の3か所及び下段の産地パワーアップ事業の1か所は、建設関係技能者の不足や施工方法の調整に不測の日数を要したものです。

6ページ下段から7ページまでの産地パワーアップ事業、令和5年経済対策分ほか1事業は、国の経済対策に対応しまして、補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

繰越事業につきましては、年度内完了に向けて、適切な事業執行に努めてまいります。

8ページをお願いいたします。

事故繰越が2事業ございます。

上段の攻めの園芸緊急生産対策事業の2か所につきましては、いずれも工事施工区域において基盤整備工事との調整が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため、どちらも6月までに事業が完了をしております。

下段の産地パワーアップ事業、令和4年度経済対策分でございますが、全国的な電線ケーブルの需要増加により、資材確保が困難となり、工事の施工に不測の日数を要したた

め、繰り越したものでございます。

両事業ともに工事は完了をしております。農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きい主なものについて御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

1段目の家畜伝染病検査手数料、これにつきましては、1,800万円余の増となっております。

2段目の家畜伝染病予防手数料、2,800万円余の減となっております。

これにつきましては、昨年9月に九州で初発となりました豚熱が佐賀県で発生したことを受けて、9月末から豚熱ワクチン接種が始まりました。

このため、その手数料収入といたしまして、2段目の家畜伝染病予防手数料の項目を新たに設けたところでございますが、年度途中であったことから、従前どおり1段目の家畜伝染病検査手数料にその収入を行っていたことによる増減でございます。

下から3段目、家畜伝染病予防事業費負担金でございます。

これにつきましても、豚熱ワクチンの接種を、当初、県の職員である家畜防疫員による事業量を見込んでおりましたが、農場の従業員等である登録飼養衛生管理者による接種体制が進んだことによる事業量の減でございます。

39ページでございます。

3段目、畜産競争力強化整備事業費補助でございます。

これは、畜産クラスター事業における入札による減でございます。

4段目、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金でございます。

これは、主に熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業等における事業量の減によるものでございます。

5段目、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助につきましては、同事業における事業量の減及び食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業における繰越しによるものでございます。

6段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

これは、耕畜連携体制緊急整備事業等における繰越しによるものでございます。

41ページをお願いします。

6段目の市町村精算返納金でございます。

これは、強い農業づくり交付金事業で整備した施設の廃止等に伴う返還金でございます。

最下段の雑入でございます。

これは、令和4年度に、鳥インフルエンザ対応のための、国から、家畜伝染病予防費負担金の一部を、翌年、5年度に受け入れたこと等によるものでございます。

42ページです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業をはじめとした畜産業の振興に資する費用でございます。

不用額1億8,400万円余を計上しておりますが、主に畜産クラスター事業等の事業量の減少及び入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

44ページをお願いします。

家畜保健衛生費は、家畜の衛生及び家畜伝染病の防疫に資する費用でございます。

不用額6億7,100万円余を計上しておりますが、これは、主な理由といたしまして、待ち受け予算で措置しておりました家畜伝染病

まん延防止対策事業の未実施に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の9ページをお願いいたします。

まず、明許繰越しについて御説明いたします。

1段目の優良繁殖牛群緊急整備支援事業費から、最下段の「くまもと黒毛和牛」等出荷緊急支援事業費につきましては、国の経済対策及び物価高騰対応重点支援対策として、2月補正で成立した予算のため、やむを得ず繰り越したものでございますが、年度内完了に向けて取り組んでいるところでございます。

10ページをお願いいたします。

事故繰越しについて御説明いたします。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業につきましては、事業で導入する牛乳の充填機を製造しているイタリアにおいて、河川の氾濫により工場が被災し納品が遅れたため、やむを得ず繰り越したものでございますが、12月中に竣工予定でございます。

畜産課は以上でございます。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、45ページをお願いいたします。

まず、収入についてですけれども、不納欠損額はございません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものを中心に御説明させていただきます。

国庫支出金、国庫補助金につきましては、最下段の農業委員会等振興助成費補助は、市町村農業委員会の活動に対する交付金などがございますけれども、事業実績の減によるものでございます。

46ページをお願いいたします。

2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰に対応する交付金でございますけれども、2月補正で成立した予算

であり、翌年度への繰越しが全額行われたことによる減額でございます。

下から3段目の農地利用効率化等支援交付金は、翌年度への繰越しや事業量の減によるものでございます。

下の47ページをお願いいたします。

2段目の農業・食品産業強化対策整備交付金は、前年度の国の経済対策に対応したもので、担い手への農業機械や施設導入を支援するものでございますけれども、要望に基づきまして、予算化を4億円行いましたが、国の内示額を全額令和6年度に繰り越したことに伴います減額及び事業費の減によるものでございます。

最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新規就農者の中古ハウスの導入を支援する事業でございますけれども、その事業の繰越しに伴うもの、さらには事業量が減になったものでございます。

49ページをお願いいたします。

1段目の繰入金、基金繰入金のうち、農地利用集積等推進基金繰入金は、農地中間管理機構を介した農地の集積、集約の推進に要する費用ですけれども、事業量の減による減でございます。

50ページをお願いいたします。

下から2段目、農業次世代人材投資事業等補助金は、新規就農者に対する研修時や就農開始時の給付金事業でございますが、給付対象者の減による減でございます。

最下段の雑入は、農業教育環境整備事業補助金等でございますが、主な理由は、農業大学校における教育環境の整備において、翌年度への繰越しや事業量の減によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

51ページをお願いいたします。

3段目の農業総務費は、農地集積や農業経営の継承、農業委員会の活動などに要する経

費でございますが、不用額を生じた主な理由は、計画変更や事業量の減少に伴う執行残でございます。

4段目の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費でございますが、不用を生じた主な理由は、農業次世代人材投資事業などの事業量の減少による執行残でございます。

52ページをお願いいたします。

2段目の農業構造改善事業費は、担い手に対する農業機械や施設等の導入支援に要する経費でございますが、不用を生じた主な理由は、全国的に多くの事業申請が行われたため、本県への配分が要望よりも少なかったことに伴います減額、さらには事業実施後の執行残でございます。

3段目の農業指導施設費は、農業大学校関連の経費でございますが、不用を生じた主な理由としまして、施設改修事業に係る計画の変更に伴う事業量の減による残でございます。

続きまして、附属資料のほうにお移りいただけますでしょうか。

11ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

1段目の新規就農者ハウス継承緊急支援事業費の11か所は、新規就農者の中古ハウスの導入を支援するもので、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化しましたが、年度内の事業完了が見込めず、繰越しをいたしました。今年度内の事業完了を目指して、鋭意進めているところでございます。

3段目の初期投資促進事業費の15か所につきましては、新規就農者の初期投資を支援するものでございますが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化し、年度内の事業完了が見込めず、繰越しをしたものでございます。今年度内の完了を目指し、鋭意進めているところでございます。

5段目から12ページ目の3段目までの農地

利用効率化等支援交付金事業の6か所並びに4段目から13ページ目の2段目までの担い手確保・経営強化支援事業の5か所につきましては、いずれも担い手の農業機械や施設導入に対し補助をするものでございまして、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化いたしました。年度内の事業完了が見込めず、繰り越したものでございます。既にほぼ事業は完了している状況であり、残りも年度内の完了を目指して鋭意進めているところでございます。

3段目のくまもと農業人財確保緊急支援事業は、外国人材の産地間連携や農福連携を支援するものでございますが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化し、年度内完了が見込めず、繰越しをしたものでございます。今年度内の完了を目指しているところでございます。

4段目の実践力強化研修教育高度化事業は、農業大学校における教育環境の高度化を図るものでございますが、これも、国の経済対策に伴い、2月補正で予算成立したものでございまして、年度内の完了が見込めず、繰越しを行ったところでございます。今年内の完了を目指しておるところでございます。

続きまして、136ページをお願いします。

収入未済の状況について御説明を差し上げます。

1の歳入決算の状況を御覧ください。

諸収入、雑入の各種団体精算返納金につきまして、右から4列目の収入未済額700万円は、農業次世代人材投資事業の返還に係るものでございます。

収入未済の理由は、備考欄に記載しておりますけれども、交付対象者が返還規定に該当したため、速やかな資金の回収に向け返還を命じましたが、一括返還する資力がなく、収入未済となっているものです。

次に、4の令和5年度の未収金対策について説明いたします。

当初、部長の御説明でもございましたが、滞納者は、それぞれ分納により返済を希望していますので、滞納者の預貯金の調査を行った上で、毎月の家計収入を勘案し、分納額を決定して返還を求めています。残念ながら、全員はそういう形にはなっておりません。1名について協議が整い、今分納が開始されております。

再発防止に向け、連帯保証人への返済義務を付加する制度運用を始めているところでございます。

これからの取組を確実に実施し、今後とも未収金が解消されるよう努めてまいります。

担い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の54ページをお願いします。

歳入につきまして、不納欠損額はございません。

2段目の国営土地改良事業費負担金に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で説明いたします。

下から2段目の農村地域防災減災事業費補助につきましては、予算額に対し2億4,800万円余の減となっております。

これは、翌年度への繰越しに伴うものでございます。

55ページをお願いします。

3段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助につきましては、予算額に対し、9,200万円余の減となっております。これは、翌年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

3段目の土地改良費の不用額1,900万円余は、事業量の減少等に伴う執行残です。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

次に、翌年度繰越事業につきましては、附

属資料の14ページをお願いいたします。

14ページから17ページに、当課の繰越事業につきまして記載しております。

17ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、28か所で4億6,500万円余でございます。

主な理由といたしましては、関係機関や地元との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、補正予算で措置したもので、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、既に請負業者との契約を締結しており、いずれも年度内には全て完了する予定でございます。

続きまして、137ページをお願いいたします。

収入未済額について御説明いたします。

1の歳入決算の状況ですが、1段目の国営土地改良事業費負担金で1,229万5,000円の収入未済が生じております。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化や離農等、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものでございます。

2の収入未済額の過去3か年の推移ですが、令和4年度までは少額ながらも分納されていましたが、令和5年度は分納が滞っている状況でございます。

3の収入未済額の状況ですが、令和5年度も、引き続き分割納付の協議を行いました。

4の令和5年度の未収金対策につきましては、土地改良区に対し、未納解消対策の年度計画の策定、定期的な収入状況及び見込みの提出など協議を行ったところですが、また、加えて、滞納処分に向けた資産の確認も行ったところでございます。

農村計画課は以上でございます。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の58ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

59ページ、4段目の海岸保全区域占用料に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で説明させていただきます。

58ページの2段目の分担金につきましては、予算額に対しまして3億5,900万円余の減となっております。

これは、土地改良事業に関わるもので、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に分担金、負担金の間で額の変更が生じたものでございます。

6段目の負担金につきましては、予算額に対しまして2億8,100万円余の増となっております。

これは、土地改良事業及び災害復旧事業に関わるもので、主に予算計上後に分担金、負担金の間で額の変更が生じたものでございます。

59ページ、下から2段目の農地費国庫補助金につきましては、予算額に対しまして72億600万円余の減となっております。

これは、土地改良事業に対する国庫補助金でございますが、主に国庫内示減及び繰越しに伴うものでございます。

61ページをお願いします。

下から3段目の災害復旧費国庫補助金につきましては、予算額に対しまして40億7,600万円余の減となっております。

これは、災害復旧に対する国庫補助金でございますが、主に国庫内示減及び繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

64ページをお願いします。

3段目の土地改良費の不用額4億1,100万円余は、国から内示減、計画変更等により事業量が減少したことに伴うものでございます。翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

65ページ、2段目の農地防災事業費の不用額2億2,000万円余は、主に国からの内示減や計画変更等により事業量が減少したことに伴うものでございます。

66ページをお願いします。

2段目の農地災害復旧費の不用額15億2,900万円余は、国からの内示減により事業量が減少したことに伴うものでございます。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

当課の繰越事業につきましては、附属資料の18ページから50ページに記載しております。

42ページをお願いします。

明許繰越しの合計につきまして、最下段のとおり、296か所で134億6,400万円余でございます。

主な理由としましては、地元や関係機関との協議、調整に不測の日数を要したものの、追加工事、工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、12月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったもの、資機材及び建設関係労働者の不足により不測の日数を要したのものなど、いずれもやむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

地元関係者との調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございしますが、事業効果が早期に発現できるよう、本年度の完了を目指しているところでございます。

次に、50ページをお願いします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、51か所、29億8,500万円余でございます。

主な理由といたしましては、地元や関係機関との協議、調整に不測の日数を要したものの、湧水処理など現場条件の変化に伴い、工法検討に不測の日数を要したものの、資機材及び建設関係労働者の不足により不測の日数を要したのものなどでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

次に、138ページをお願いします。

収入未済について御説明いたします。

1の歳入決算の状況ですが、1段目の海岸保全区域占用料で1,000円の収入未済が生じております。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、納入義務者の納入失念によるものです。

2の収入未済額の過去3か年の推移でございますが、昨年度収入未済が発生しており、3の収入未済額の状況の備考欄に記載のとおり、本年6月18日に領収済みで、未収金は解消しております。

141ページをお願いします。

取得用地の未登記一覧について御説明いたします。

工事施工に伴う取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、(G)欄にありますように、令和5年度末の登記残数は181筆ですが、そのうち、令和5年度中に発生しました123筆は年内に登記完了の予定でございます。

今後とも、関係者の動向や現状の状況を確認しながら、原因となっている事項に細かく対応し、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上です。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

資料の5段目の農山漁村地域活性化推進交付金につきましては、予算額に対し2,110万円余の減となっております。

これは、主に備考欄にございます鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲見込み数の精査による事業量の減に伴うものでございませぬ。

6段目の農山漁村地域活性化整備交付金に

つきましては、予算額に対して3,830万円余の減となっております。

これにつきましても、備考欄にございます鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置における翌年度の繰越しに伴う減及び国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

70ページをよろしくお願いたします。

上段の農作物対策費の不用額3,500万円余につきましては、主に鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の事業量の減に伴うものでございます。翌年度繰越しにつきましては、附属資料で御説明いたします。

次に、翌年度への繰越し事業につきまして、附属資料の当課の関係は51ページに記載しております。

51ページをよろしくお願いたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、3か所で2,500万円余でございます。

主な理由といたしましては、事業実施の調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

いずれについても、年度内には全て完了する予定でございます。事故繰越はございません。

むらづくり課は以上でございます。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

4段目の地籍調査費補助につきましては、予算現額に対し、4億3,000万円余の減となっております。

これは、地籍調査費の翌年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

73ページをお願いいたします。

3段目の農地総務費の不用額200万円余は、主に人件費の執行残に伴うものでございます。翌年度繰越しにつきましては、附属資料にて説明いたします。

附属資料の52ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、7か所で6億4,500万円余でございます。

理由といたしましては、地籍調査費について、国の経済対策に伴い、12月補正で成立した予算であり、年度内の完了が見込めなかったことから、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、いずれの市町村におきましても、調査は順調に進んでおり、今年度内に完了する予定でございます。

技術管理課は以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の74ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

最下段、国庫支出金につきましては、予算額に対し24億650万円余の減となっております。

これは、主に75ページ4段目の造林事業費補助や5段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助等に係る事業を翌年度へ繰り越したことによるものです。

76ページをお願いします。

3段目の財産収入につきましては、予算額に対し4,267万円余の増となっております。

これは、主に77ページ4段目の県有林売払収入が増加したことによるものです。

次に、歳出について御説明します。

79ページをお願いします。

下段の林業総務費の不用額2,900万円余については、主に事業量の減少に伴う執行残です。翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

81ページをお願いします。

下段の造林費の不用額4,100万円余は、主に事業量の減に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきまして、附属資料で説明いたします。

附属資料の53ページから56ページに記載しております。

55ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、22か所で31億4,500万円余でございます。

主な理由といたしましては、資機材や林業関係労務者の不足により、不測の日数を要したことや、国の経済対策に伴う12月補正予算であったため、年度内の事業完了が見込めなかったことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

56ページをお願いいたします。

事故繰越の合計は、最下欄のとおり、1か所で3,500万円余でございます。

主な理由といたしましては、資材運搬路において、ほかの災害復旧工事との調整により不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

森林整備課は以上です。

○野間林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の84ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

1段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し49億5,200万円余の収入額の減となっております。

これは、主に85ページ4段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助や下から2段目の過年林道災害復旧費補助における翌年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

89ページをお願いいたします。

3段目の林業振興指導費の不用額9,000万円余は、主に林業の担い手の研修における事業量の減少に伴うものでございます。翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

91ページをお願いします。

2段目の林道費、不用額1億700万円余は、主に令和2年7月豪雨や令和4年台風14号など、連年の災害の影響で、入札不調などにより、事業量が減少したことに伴うものでございます。翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

92ページをお願いします。

林道災害復旧費の不用額2億8,100万円余は、主に他所管の災害復旧事業との調整などにより、事業量が減少したことに伴うものでございます。

翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

附属資料の57ページをお願いします。

当課の繰越事業につきましては、57ページから84ページにかけて記載しております。

77ページをお願いします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、139か所で41億4,300万円余でございます。

主な理由といたしましては、他工事との調整のほか、資機材及び建設技能者の不足などにより不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

84ページをお願いします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、43か所で14億2,100万円余でございます。

主な理由といたしましては、連年の豪雨災害後の労働需要の増に伴い、施工業者における人員確保及び資材確保の困難となり、工事施工に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

林業振興課は以上でございます。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の93ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

最上段、国庫支出金につきましては、予算額に対し59億4,000万円余の減となっております。

これは、主に4段目の農山漁村地域整備交付金、6段目の治山事業費補助、7段目の緊急治山事業費補助であり、山地災害の復旧経費に係る繰越しによるものでございます。

94ページをお願いいたします。

4段目の過年治山災害復旧費補助の6億5,000万円余の減につきましても、山地災害の復旧に係る繰越しによるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

96ページをお願いします。

最下段の治山費の不用額7億7,000万円余につきましては、治山事業費など、主に令和2年7月豪雨災害の復旧経費について、入札不調により事業費が減少したことに伴う執行残でございます。翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

97ページをお願いいたします。

最下段の治山施設災害復旧費の不用額3億1,000万円余につきましては、主に工事の入札不調により事業量が減少したことに伴う執行残でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、別冊の附属資料で説明いたします。

85ページをお願いいたします。

当課の繰越事業につきましては、85ページから118ページに記載しております。

107ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、16

4か所で65億9,000万余でございます。

主な理由は、山地災害の復旧に係る治山事業において、地権者との用地交渉などに不測の日数を要したもののほか、国の経済対策に伴う12月補正の予算のために、年度内完了が見込めなかったものがあり、やむを得ず繰越したものでございます。

118ページをお願いいたします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、80か所、38億4,000万円余でございます。

主な理由は、令和2年7月豪雨関連の復旧工事の集中に伴い、資材及び建設関係技能者の不足により、不測の日数を要したためであり、やむを得ず繰越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

森林保全課は以上でございます。

○那須水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の98ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

下のページをお願いいたします。

上から3段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、赤潮被害緊急対策事業など5事業の翌年度への繰越しによるものでございます。

下から2段目、水産関係地方公共団体交付金につきましては、赤潮被害低減対策事業の翌年度の繰越しによるものです。

最下段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、資材高騰の影響を受ける漁業者への支援を目的に、ノリ養殖支柱やロープなど、漁業資材の価格高騰分の一部を助成いたしました漁業資材コスト緊急低減事業などにおいて、事業量が減少したことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

103ページをお願いいたします。

最下段、水産業振興費ですが、これは、水産資源の回復や流通対策など水産業を振興する施策に要する経費で、不用額1億6,776万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残です。翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次に、106ページをお願いいたします。

上段の漁業取締費ですが、これは、漁業秩序の維持、確保のための漁業取締り活動に必要な経費で、不用額1,346万円余を計上しておりますが、主に事業量の減及び人件費の執行残です。

下段の水産研究センター費ですが、これは、水産研究センターの運営及び調査研究に要する経費です。

不用額6,868万円余を計上しておりますが、主に入札に伴う執行残によるものです。

続きまして、附属資料の119ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなりました事業につきまして御説明いたします。

2段目の赤潮被害緊急対策事業につきましては、昨年6月から発生したシャットネラなどの有害赤潮により被害を受けた養殖業者の早期の事業再開に向け、中間魚の導入等を支援する事業で、9月補正で成立した予算です。

3段目の赤潮被害低減対策事業につきましては、国の経済対策を活用し、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制を構築するため、漁業者による赤潮の分布調査や足し網などの赤潮被害を低減する資材の整備などを支援する事業で、2月補正で成立した予算になります。

また、4段目の種苗生産施設整備費につきましては、大矢野種苗生産施設の長寿命化を図るため、水槽の改修等を行うための予算で

す。

いずれの事業も年度内の事業完了が見込めなかったため、やむを得ず繰越しをしたものですが、年度内完了に向け取り組んでおります。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の108ページをお願いいたします。

歳入についてですが、不納欠損額はございません。

3段目の公害防止事業費事業者負担金と111ページの2段目の雑入に収入未済額がございますが、後ほど附属資料で御説明いたします。

予算現額と収入済額との比較で差額の大きいものは、109ページ、5段目の国庫補助金でございますが、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。翌年度への繰越しにつきましては、後ほど附属資料にて御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

112ページをお願いいたします。

最下段と113ページの1段目が漁港建設管理費ですが、不用額が2,040万円余となっております。

これは、漁港整備に要する費用で、不用額が生じた主な理由は、事業実施後の執行残等によるものでございます。

113ページ、2段目の漁港災害復旧費は、不用額が2,300万円となっております。

これは、災害がなかったため、災害復旧に係る待ち受け予算が不要となったものでございます。

次に、翌年度への繰越し事業につきまして、附属資料にて御説明いたします。

附属資料の120ページから128ページまでが

明許繰越してございます。

120ページ1段目から124ページの7段目までの各事業についてですが、主な繰越理由といたしましては、地元との協議に不測の日数を要したものでございます。

次に、124ページ最下段から127ページ2段目までの各事業は、国の経済対策分で、12月補正で成立したため、年度内に完了ができなかったものでございます。

次に、127ページ4段目から128ページまでの各事業の主な繰越理由といたしましては、地元との協議に不測の日数を要したものでございます。これらの事業は、年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、129ページが事故繰越でございます。

事故繰越の主な理由といたしましては、関係者との協議により工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したものでございます。これらの事業につきましては、年度内に完了予定でございます。

139ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

1の歳入決算の状況ですが、1段目の公害防止事業費事業者負担金で7,725万円余、2段目の雑入で2,733万円余の収入未済が生じてございます。

公害防止事業費事業者負担金は、水俣市の丸島漁港におきまして、昭和62年度に水銀を含んだ汚泥の除去を行いました、その費用が未納となっているものでございます。また、雑入は、牛深漁港において、平成30年度に放置船処分の行政代執行を行いました、その費用が未納となっているものでございます。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、債務者に十分な資産がないためによるものでございます。

140ページ、4の令和5年度の未収金対策につきまして、まず、公害防止事業費事業者

負担金につきましては、高齢厚生年金を差押え中でありまして、新たな資産の保有がないか、資産調査を継続して実施してまいります。

引き続き、資産調査を継続して実施し、債権回収に取り組んでまいります。

次に、放置船処分行政代執行費用につきましては、預貯金調査により把握できた預金の差押えを実施してございます。

引き続き、資産調査を継続して実施し、できる限りの債権回収に取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○内野幸喜委員長 以上で農林水産部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 冒頭の、ちょっと確認だけで恐縮ですが、千田部長の概要説明で、2ページから3ページにかけて、例の2点目はというところの連帯保証制度の話をされまして、3ページに、今年5月に同制度を導入しましたと。

その辺の決算を——ここでまだ導入はされてなかったけれども、例えば未収金対策とかで今後こういうことをしますというので、この議論が出てきたということですかね、導入前に。

○千田農林水産部長 昨年度は、まだ連帯保証制度は導入してませんで、ただ、未収金対策として導入する意向を説明したところ、それについて、たしか懸念を示された、そういう指摘であったかと思えます。

○松田三郎委員 そうですか。まだ導入——

恐らく、今年5月ですから、導入しようかなとは思ってたけれども、去年の段階でまだ導入してなくて、未収金対策でこういうのも考えてますよ、導入するかもしれませんよと言ったら、委員のほうから、導入には慎重に検討にというのがあったという経緯ですね。

○千田農林水産部長 はい。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松田三郎委員 すみません。幾つかの課でいわゆる事故繰りが出ておりまして、これは決して、私も土地改良議員連盟の会長をいたしておりますので、農業土木にかかわらず、ほかの林も水も、農林水産部として、明許繰りプラス事故繰りが、毎年毎年、毎年度、私が精査しているわけでありませんが、一定の範囲で出ることにはやむを得ない部分もあるんだろうと思っております。

これは、決してほかの部と比べたり、ほかの年度と比べるべきではないんだろうと思いますが、ちょっと実務としてお聞きしたいのが、以前は、たしか事故繰りというなら、もうほとんど認められないという時期があったのが、熊本地震とか豪雨災害等々、災害をきっかけにした部分もあるんだろうと思いますが、その後、一定の例外、交渉によっては認められるけれども、何かその場合かなり厳しく言われたりとか、えらい提出する書類がかなり多いとかという時期を経て、今は比較的良好な話を聞いてもらえるというような流れで聞いておりましたけれども、これは九州財務局とするんですかね。

各課どなたか、事故繰り出しているところという大変ですけども、課長でも結構ですし、部長でも結構ですし、局長、政策審議監

でも結構ですが、実際、今はどんなもんかなと思ひまして、どこが相手、九州財務局なのか、その補助をもらった本省なのか。

○宮川農地整備課長 農地整備課でございます。

委員御指摘のとおり、平成27年までは事故繰りというのはほとんどなく、農地整備課でも4,600万程度でした。その後、平成28年度の震災の後に増えてきまして、ピークは令和3年の37億ほど事故繰りをしております。

委員御質問の、どこが事故繰りについて出されているのかということですが、財務省からの通知によりまして、近年は新型コロナウイルス関係がありましたので、事故繰りについては、感染拡大防止のために、理由については、ある程度認めるという話になっておりますけれども、令和5年度からは5類に移ったということで、事故繰りに関しても簡素化はされないというふうな通知が来ておりますので、本年度から厳しく……（「されない」と呼ぶ者あり）はい。事故繰りに関しての理由は簡素化されないと聞いておりますので、その点については厳しくなるのかなと思っております。

○松田三郎委員 じゃあ、そのコロナで簡素化されたけれども、5類に移行したので、また元に戻ったて、簡単に言うと。そうなるだろうということですよ。

○宮川農地整備課長 今委員御指摘のように、我々ではそのように踏んでますので、事故繰りを減らすような方向で今動いているところです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○亀田英雄委員 部長の説明の3ページ、下

から4段目の中で、不用額は90億8,900万円余で、補助事業による内示額の減額、事業量の減少や事業執行に伴う入札残というふうにあります。私的に考えて、90億という数字は大変大きな数字じゃないかなというふうに考えます。これをどのように分析されているのか。

来年の予算にも関わる話でしょうけん、どのように分析されているのか。事業量の減少で、どのくらい減少があったかなと、その辺も気になつてですけども、どのように分析されているのかなということをちょっと伺いたい。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今の御質問ございました不用額に関して、どういう理由でと、その後どうしているのかという御質問でございますが、不用額に関して、前年度が89億というふうにさせていただいておりますが、その前年度が117億、そしてその前が145億という形で、だんだんこう減ってはきています。やはり災害があつたりしますと、その後繰越しをしまして、そこで不用額がどうしても出てくるというのが実情になっております。この災害対応が終わっていけば落ち着いていくものというふうには思っているんですが、システムとしまして、国のほうで補正予算を組んでいただくということで、それに県も対応していくということがございます。

補正予算に県が対応するのが12月補正の時期ということになっている。そのときに、私どものほうで計上させていただいた金額の後に国の内示というものがございます。この予算計上した分と内示額がどうしても差が出てくるということがございまして、これを繰越しするものですから、そのまま予算計上額を繰り越して、結果として落とさざるを得ないというような状況も出てきているというのが

最近の状況ということでございます。

あと、それから当然不用額をできるだけ減らしていくというのも事業執行上大事な話ではあるんですけども、一方で、できるだけ事業費を抑える努力ということも経費節減という視点でやっております。

それで、不用額がそのまま無駄になるという話ではなく、それが一般財源であれば、翌年度また活用するということもできますので、必要なところはしっかり使いつつ、できるだけ余らせる部分も確保していくということで、実際事業を進めているというところでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 想定内と、減ってきているという状況の中ということですね。分かりました。

○末松直洋委員 担い手支援課に質問したいと思えます。

中古ハウスの移転の事業が……（「何ページですか」と呼ぶ者あり）47ページですかね。

ちょっと聞き逃してしまったんですけども、中古ハウスの移転事業が以前はあったんですけども、また新たににつくられたということでもあります。そこをもう一回、ちょっと説明を聞き逃したので、よろしいでしょうか。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

中古ハウスの事業としましては、国からの補助を受けまして、特に新規就農者の方に向けて、ちょっと2種類ございまして、1つは、研修機関に入ったときに、その研修機関が中古のハウスを見つけて、研修生にその研修を受けさせる場所として提供して、何ならそのまま研修生がそこで営農ができるというパターン、もう1つは、やはり新品のハウス

を導入するのが非常に今高うございますので、新規就農者の方々のリスクを減らすために、やはり中古ハウスを見つけて、その移設費であったり、少し一部の修理費等を支援できる補助制度がございます。

○末松直洋委員 どれぐらい件数があつたのか、そこの数字が分かればお願いしたいと思います。

○紙屋担い手支援課長 ハウスの事業につきましては、今現在、研修機関のところではハウスを移設して導入するというのは5か所でございます。そこは、それぞれ研修所のほうが中古ハウスを見つけて、実際に研修生が研修をしているというのが今実態でございます。

○山本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

中古ハウスにつきましては、ただいま新規就農者を対象とした中古ハウスの事業がございますけれども、昨年度の2月補正、国の経済対策を活用いたしまして、今年繰越しをして、今年度から、中古ハウス、新規就農者だけでなく活用ができる事業を創設しているところでございます。

施設園芸緊急産地発展事業という事業でございますが、これにつきましては、非常に本県、施設園芸県でございますけれども、コストが上昇している中で、ハウスの建設が非常に難しい。そういった中で、ハウス施設を確保していく必要があるという中で、中古ハウスの移設、あるいは補強、こういったものを実施する事業を展開しております。これについては、地域計画に基づいた担い手を対象に、個人でも補助できるようにしているという事業がございます。この事業を繰り越し今年度から実施させていただいておりますけれども、県下各地域から71件要望があつているということで、非常に産地のほうから

は、低コストでハウスの整備ができるというふうな声を聞いているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○末松直洋委員 資材高騰して、新品のハウスは、先ほど言われたように、すごく高くなっているの、この事業は、すごく私はいいい取組だと思っております。ただ、市町村行政から生産者になかなか情報が行き届かない点があるので、ぜひそこら辺も県のほうから御指導いただければと思います。

以上です。

○亀田英雄委員 説明資料の67ページ、むらづくり課に伺います。

説明では、鳥獣被害の減の理由で、捕獲見込みの減という説明であつたらうかと思うんですけれども、私、山の中に住んでおりました、大変な被害が毎年増えているのを実感しております。

それで、その捕獲見込みの減、見込額が減つたと、その理由というのをお聞かせ願えればと思います。

○大森むらづくり課長 むらづくり課でございます。

過去5年間の捕獲数を確認いたしますと、緩やかに上昇している、増加しているという状況でございます。

各市町村協議会の担当の方は、年度当初に捕獲の計画を立てるわけでございますけれども、過去の実績ですとか、そのトレンドを基に捕獲計画を立てますけれども、そのときに、捕獲数が下回らないように、お金が足りなくならないように、多少その見込みを強めに出している部分がございます。その見込みと実績の乖離というところで、この差分が出ているところでございまして、捕獲数自体は緩やかに上昇しているという状況でございます。

○亀田英雄委員 猟友会も高齢化しておりますし、被害はまた大きくなっていると。県の補助金あたりも、もう何回かお話をすつとですけれども、決算ですからあんまり言うことはなかつすけど、そのあたりも含めて、なるだけ実績が上がるように取組を進めていただきたいというふうに要望いたします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○竹崎和虎委員 説明資料の50ページ、51ページ、担い手支援課さんになります。

農業次世代人材投資事業なんですけど、2億2,000万余り、これは不用額になっているかと思うんですけども、この事業自体は、恐らく就農希望される若い方々の就農前の準備資金であったり、先ほどもちょっとお話あった農業の研修であったりとか、また、就農されて直後というのが、所得も不安定であるのでということで、そういった対策を取られている事業だと思うんですけども、どれぐらいの方の、何ていいますかね、希望というか、見込みがあつて、現にどれぐらいの方に執行されたかというのを教えてください。

○紙屋担い手支援課長 担い手支援課でございます。

この事業は、今委員がおっしゃられたとおり、研修時期の2年間、さらには就農直後の3年間、前は5年だったんですけども、ちょっと3年に短くなりました。の間、それぞれ実施される研修なりをちゃんとルールを守れば、年間150万円の支援が出るというような、就農も独立自営就農をすれば150万円もらえると。

現在、昨年度の給付の実績としましては、いわゆる研修時期の準備型で約57名の方が受けておられます。金額的には7,300万円余。

さらに、経営開始型、要は実施、もう既に就農されている方については432名で、トータルすると、500名弱の方が年間で活用されて、金額的にもトータルでいくと5億8,000万円余の給付がなされているような状況でございます。

今回少し残っているように見えるかと思えますけれども、これは、ある程度、大幅に増えたときでも、この給付金というのは、給付をすることが非常に重要でございますので、足りないということにはならないように——ですので、今までこのような予算の方法を取らせていただきながら、手を挙げられて要件をクリアされる方については、基本的に全員給付をするということで全て動いているところでございます。

以上です。

○竹崎和虎委員 ありがとうございます。

恐らく、市町村が窓口になられているんですよね。で、先ほどもちょっと末松委員のほうからもありましたけれども、市町村ともしっかり連携をして、この事業自体もまだ周知ができてない部分もあるのかなと思っております。

ちなみに、私の地元でも、果樹のほうになるんですけども、全体の3割しかその後継者がいないんですよね。7割はまだ未定とかなくなつるもんですから、いろんなところでやっぱり周知することで、若い方々も就農したいと思う雰囲気醸成していくのも必要だと思うもんですから、市町村とも連携してしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○紙屋担い手支援課長 委員の御指摘のとおり、情報の周知というのは非常に重要だと思っております。知らないということであれば、やっぱり利用ができない、これはもう当然でございます。

研修時期の部分については、県が事業主体

でございますので、県でしっかりと周知をし、経営開始をした後の支援については、やはり市町村が経由することになりますので、市町村としっかりと連携を取って、情報周知にしっかりと努めてまいりたいと思います。

以上です。

○竹崎和虎委員 よろしくお願いいたします。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

今回の第8回委員会は、11月15日金曜日午前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長